

1. 平成12年度において豊かな環境の保全 及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成12年5月に刊行
されたものです。

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進	307	第3章 自然と共生する豊かな環境の創造	307
第1節 総合的・計画的な施策推進	307	第1節 生態系の多様性の確保	307
第1 諸施策の相互連携	307	第1 野生動植物の種の多様性の保全	320
第2 各種計画の連携	307	第2 野生動植物の生息・生育空間の確保	320
第3 多様な施策手法の活用	307	第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用	320
第2節 事業活動における環境への配慮	307	第1 貴重な自然の保全	321
第1 規制的手法の活用	307	第2 森林環境の保全・整備	321
第2 環境警評価及び事後調査の推進	307	第3 地域緑地の保全	322
第3 主治的な環境による環境負荷の低減	308	第4 農空間の保全と活用	322
第4 経済的手法による環境負荷の低減	308	第5 水辺環境の保全と活用	322
第5 工ビジネスの促進	308	第3節 自然とふれあう場と機会づくり	323
第3節 自主的な活動の促進	308	第1 自然公園の整備・管理	323
第1 環境教育・学習の推進	308	第2 森林とのふれあいの場と機会づくり	323
第2 自主的な活動の支援	309	第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり	323
第4節 環境情報の活用	309	第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進	324
第1 報道モニタリングの充実	309	第1 推進体制の整備	324
第2 環境情報システムの整備	309	第2 自主的な活動の足進	324
第3 環境情報の提供	309		
第5節 調査研究の推進	310		
第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現	311	第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造	311
第1節 自動車公害の防止	311	第1節 鮮いと安らぎのある都市空間の形成	325
第1 自動車排出ガス対策	311	第1 緑豊かなまちづくり	325
第2 自動車騒音対策	313	第2節 水辺環境の整備	325
第2節 廉棄物・リサイクル対策	313	第3 ゆとりある空間の確保	326
第1 廉棄物の発生抑制	313	第2節 美しい景観の形成	326
第2 適正なリサイクルの推進	313	第1 公共事業等による推進	326
第3節 廃棄物の適正な処理の推進	314	第2 適切な指導・規制	326
第3 廃棄物の適正な処理	314	第3 景観づくり活動等の促進	327
第4節 適正管理のための基盤づくり	314	第3節 歴史的文化的環境の形成	327
第3節 大気環境の保全	315	第1 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり	327
第1 排出の抑制	315	第2 開かれた歴史的文化的環境づくり	327
第2 環境監視	315		
第4節 水環境の保全	316		
第1 発生源対策	316		
第2 水の浄化	316		
第3 水循環機能の確保	317		
第4 環境監視	317		
第5節 地震環境の保全	317		
第1 未然防止	317		
第2 地震環境の回復	317		
第3 環境監視	317		
第6節 駆音・振動の防止	317		
第1 固定発生源対策	318		
第2 移動発生源対策	318		
第7節 有害化学物質対策	318		
第1 化学物質の包括的対応	318		
第2 ダイオキシン類対策	319		

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例の施行・推進

■環境基本条例の推進
人の心がよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」（平成6年3月制定）に基づき、生活環境、都市環境及び地域環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進する。

■生活環境の保全等に関する各条例の推進

大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るために、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月制定）に基づき、公害の防止に関する規制の措置や生活環境の保全を推進する。

■自然環境保全条例の推進

「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進する。

②環境総合計画等の推進

■環境総合計画の推進及び新環境総合計画の策定調査（一部新規）

「豊かな環境都市・大阪」の構築を長期的な目標とする「大阪府環境総合計画」（平成8年3月策定）の進行管理を行い、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、市民とともに考える視点を大切にして、資源循環型社会の構築に向けた新しい計画づくりを進めます。

■みどりのある環境の中での豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年2月策定）の推進に努める。

また、同プランを受け、府全域を対象とした広域的な観点から、みどりの確保目標水準や配置計画等を定めた「大阪府広域緑地計画」（平成11年3月策定）に基づき、計画に示すみどりの将来像の実現に向けて、市町村や府民とも連携した施策を推進する。

③ISO14001（環境ISO）の取組の推進

■環境ISOの取組の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づく省エネルギー・リサイクルなどの取組を一層充実強化するため、平成11年2月に本府令において認証取得したISO14001の取組を推進する。また、府民、市町村、事業者に対し、自主的な環境保全活動の普及を図る。

■グリーン購入の推進（一部新規）

環境にやさしい大阪府庁行動計画及び本府令における環境ISOの取組に基づき、事務用品について実施しているグリーン購入（環境にやさしい商品の優先購入）について、対象品目の枠を図り、積極的な購入を推進する。

■村野泽水環境ISOの取組の推進

環境にやさしい水道事業体として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府営水道の約8割の水をつくる村野泽水場において、平成11年8月に認証取得したISO14001の取組を推進する。

④議論会における審議

■環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づき、平成6年8月に設置され、府域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。
■自然環境保全審議会における審議
■大阪府自然環境保全条例に基づき、府における自然環境保全に関する基本的事項を調査審議する。

⑤府の機関相互の連携による施策推進

■環境行政推進会議の場の活用

府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行いう場として設置した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、府内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

⑥府民等による協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営（一部新規）
府、市町村、事業者等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、毎年度「豊かな環境づくり大阪府行動計画」「公害の防除を守る大阪府民のローカルアクション21」を策定し、これに基づき、それに基づき、それぞれの立場で実践活動を積極的に展開する。平成12年度は、府民会議主体の実践活動として、「グリーン購入キャンペーン（仮称）」の実施、 「グリーンコンシューマーガイドブック（仮称）」の作成等の「グリーン」の作成等の「グリーン」に重点的に取り組む。

第2 各種計画の連携

①各種計画の連携・連携

■環境総合計画と大阪地域公害防止計画との整合の確保
平成10年2月に策定した第6次「大阪地域公害防止計画」（目標年次：平成13年度、対象地域：府内の33市5町）に基づき、「公害の防除に関する事業」を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。

■主な関係計画との連携・連携
府における計画のうち、環境に関する事項を定める計画について、環境総合計画との調和が保たれるよう調整・連携を図る。

第3 多様な施策手法の活用

■多様な施策手法の活用

事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に貢献する諸施策の総合的推進を図る。

第2節 事業活動における環境への配慮

①規制的手法の活用

■公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防止に関する規制・指導を行う。
「大阪府屋外広告物法施行条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。

「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」等に基づき指定された史跡、名勝等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。

第2 環境影響評価及び事後調査の推進

①環境影響評価及び事後調査の推進

■環境影響評価条例等の運用

事業実施に際し適正な環境配慮がなされることを確保するため、平成11年6月から全面施行された「大阪府環境影響評価法」及び「環境影響評価条例」に基づき、対象事業について事業者が実施する環境影響評価に關し、住民、関係市町村長及び大阪府環境影響評価審査会（学識研究者により構成）の意見を見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。また、事業者が実施する事後調査に關し、必要な指導・助言を行う。

■関西国際空港環境監視機構の運営
知事と泉州4市4町の長により構成する関西国際空港環境監視機構において関西国際空港事業に係る環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じて空港周辺事業者に対する対策等を要請・勧告する。

■大阪湾環境広域処理場整備事業に係る大阪府環境保全協議会の運営
府と関係3市により構成する大阪府環境保全協議会において、大阪湾広域海環境整備セントラーセンターを指導する。

第3 自主的な環境管理の促進

①自主的な環境管理の促進

■環境総括責任者の設置促進

大阪府環境基本条例に基づき、事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府内の実態を踏まえ、国際標準化機構（ISO）等の環境規格の普及を通じて、環境総括責任者の設置を促進する。

■自主的な環境管理・監査に向けた啓発、情報の提供

国際標準化機構、日本工業規格（JIS）における環境マネジメントシステム、環境監査の規格化をうけて、取組が進んでいない中小企業を中心に基盤を用いて、その育成を行なう。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

①経済的負担による調査検討

■経済的負担に関する調査検討
製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させるなど、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制など環境負荷の低減に係る導方策について、調査検討を進める。

②ごみ処理費用の負担のあり方についての調査研究

■「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の負担のあり方についての調査研究を行う。

③経済的助成

■中小企業等公害防止資金の特別融資
中小企業者が、公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあつせん及びこれに係る利子補給を行う。

④低公害車普及促進の優遇税制

低公害車の普及を促進するため、自動車取得税の優遇税制を適用する。

■小規模企業者等設備資金融資

小規模企業者等に対する公害防止施設の導入にかかる費用の2分の1以内を有利子で貸し付けることにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化を図る。

■産業活性化資金融資

中小企業者の脱フロン関連機器導入等、公害・環境対策に係る設備資金について産業活性化資金融資を運営する。

■小規模企業者等設備導入資金助成法との連携

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、対象となる公害防止施設の導入を図るうとする小規模企業者等に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースを行う（財）大阪府中小企業振興協会に対して、事業資金の貸付等を行う。

■グリーン購入の促進（一部新規）

（内容は、第1章第1節第1③に前掲）

■豊かな環境づくり大阪府民会議による「グリーン購入推進運動」の実施（一部新規）

（内容は、第1章第1節第1⑥に前掲）

■大阪産業グリーン譲渡環境整備事業（新規）

グリーン商品の市場を拡大するとともに、府内の環境関連企業が有する新技術や新製品の販路確保を支援するため、府内のISO14001認証取得企業や自治体がネットワーク化し、各種の取組により環境・エネルギー関連産業の振興を図る。

■エコビジネスへの支援

今後の大阪産業を担う成長性の高いベンチャーエンタープライズ企業を資金面、経営面から支援していくため、FORECS（（財）大阪府研究開発型企業振興財團）を通じて間接投資や融資を受ける際の債務保証、さらには創業期のベンチャー企業への直接投資などの資金支援などを実施することともに、資金支援先企業に対するフォローアップなどの経営支援事業を行う。

また、環境保全技術情報の交換を促進する「APEC環境技術交流促進事業」を通して、環境関連の府内の中小企業の製品情報等のインターネットでのホームページの作成を支援する。

■新産業分野の育成手法の検討

大阪経済白書において、環境・エネルギー関連分野を今後成長が期待される新産業分野として提示したところであり、その育成を図るために引き続き検討を行う。

第3節 自主的な活動の促進

第1 環境教育・学習の促進

①学校における環境教育の推進
■授業、クラブ活動等での環境教育への取組
環境を大切にし、よりよい環境づくりや環境保全に配慮するなどの望ましい行動がとれる人間を育成するため、学習指導要領の趣旨に基づき、環境教育が推進されるよう指導する。

■環境教育用施設や実践事例等の情報の収集、提供（新規）

環境教育用施設や実践事例等の情報の収集及び提供を図る。
■教員向け手引書等の指導書の活用
これまでに作成した「環境教育の手引き（環境教育の進め方）」、「環境教育プログラム集（地球はみんなの運動場）」、学校版エコライフ活動手引書「エコバルーン隊」の活用を図るよう、府立学校、市町村教育委員会を通じて小・中学校を指導する。

■教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施
環境教育の基本理念、環境問題の現状と課題、実験・実践等を中心とした教員研修を行う。

■ 体験型学習施設等の活用等の校外における取組
自然の中での宿泊を伴う固体生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年の育成
を図るため、府立少年自然の家を運営し、小・中学校、高等学校、養護教育諸学校の児童・生徒の利用に供する。

②社会における自主的な環境学習への支援

- 環境活動リーダーの支援
地域で環境保全活動に取り組む団体等が活動内容を充実発展できるよう支援を図る。「環境活動リーダー支援講習」を「豊かな環境づくり大阪府民会議」との共催により実施する。
- 啓発や学習、実践活動に必要な資料の提供
市民を対象とした環境啓発リーフレット、トマト栽培のためのガイドブックの作成や、ビデオの貸し出し等を行い、身近な環境問題について、広く普及啓発を行う。
- 体験的環境学習の支援
環境庁の「総合環境学習ソーン・モデル事業」の対象ゾーンに選定され、府内の環境学習施設数カ所において学習資材が整備されたことを活用し、体験的な環境学習活動を推進する。また、環境庁の「総合環境学習ソーン推進事業」により、ゾーン内の各拠点で実施している学習メニューを組み合わせた「総合環境学習プログラム集」や開発した体験学習プログラムをまとめた「指導者向けマニュアル」の普及を図る。
- 府民が環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。
- 実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供
インターネット等を活用し、「環境教育、啓発活動を通じて、環境に関する情報の交流を促進する。また、情報誌「かんきょう」等に掲載する参加の促進
- 各種月間行事、啓発、イベントに対する参考のための充実
6月の環境月間に「おおさか環境賞表彰式」(府民、事業者の自主的な環境保全活動等を奨励するため平成9年度創設)を開催するほか、「グリーン購入キャンペーン(仮称)」等の各種行事に於いて環境に関する啓発活動等を実施する。
- 各社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進
家庭、学校、地域、職場等、それぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進を図る。
- 効果的な環境教育手法等に関する調査研究
学校における「総合的な学習の時間」における環境教育をテーマとした授業への活用を意識した、学校メールなどを用いたビオートープに関する調査研究を行った。
- 他の啓発手法の交流の促進
また、他の団体等との交流を通して、環境教育に関する情報の収集や技能習得を目的としたワークショップ等の企画運営を行う。
- 子どもエコクラブ等の企画運営
こどもエコクラブ等の企画運営を行う。
- 地域で環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」を支援するための交流会を実施する。

第2 自主的な活動の支援

①推進体制の整備

- 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営等
(内容は、第1章第1節第1⑥に前掲)

②活動基盤の充実

- 大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実
「大阪府環境保全基金」を運営し、環境教育の推進、民間団体の先進的な環境保全活動の支援など市民の自発的な環境保全活動を促進する。
- 「大阪府みどりの基金」を運営し、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図るほか、(財)大阪府みどりのトラスト協会の活動に対して助成を行う。
- 奨励制度の充実
豊かな環境の保全及び創造による民間団体の自主的で先進的な活動に対し、環境保全基金を活用し、補助金を交付する。
また、他の機関などなる豊かな環境づくりに向けた活動に取り組み、顕著な功績のあった個人・団体又は事業者を府民会議として顕彰する「おおさか環境賞」を実施する。
- 環境情報提供施設の拡充
「大阪府環境情報コーナー」等による情報提供機能の拡充を図る。

第4節 環境情報の活用

第1 環境モニタリングの充実

- ①モニタリングの充実
■ 発生源、環境品質、モニタリングの充実
■ 各種監視装置等について環境品質あるいは発生源の状況を測定、検査分析するとともに、測定員及び測定機器、分析機器等の整備、更新を行う。
- 新たな課題に対応するモニタリングの検討
■ ランドサット等のリモートセンシングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

第2 環境情報システムの整備

①データベースの充実

- データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化
各種の環境情報の一元管理や検索・表示等の機能の強化などを図り、種々の環境情報を総合的に活用できるよう体系的なデータベース化を推進する。

②解析・予測・評価システムの充実

- システムの機能強化、環境指標の開発等
環境シミュレーションの高度化等に対応するため、解析・予測・評価を行いうソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を行う。また、環境の状況の把握・評価、施策の進捗状況の管理に資する環境指標の検討を進めめる。

第3 環境情報の提供

①情報提供体制の整備

- 環境情報コーナーの充実
環境に関する図書、資料、ビデオ等を収集し、パソコン等も用いて広く市民に提供・公開することも、相談にも応じる。
- 「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換や意見交換を行うなど、府における環境教育(学習)関連施策を総合的、体系的に推進する。
- 環境情報の場を提供する。

■環境情報提供システムの整備
　　インターネット等による環境情報提供システムの整備を進める。
■情報提供等の充実

(附) 大阪中小企業振興センターにおいて、中小企業の環境問題や省エネルギーへの対応を支援するため、必要な情報の収集を行うとともに、各種冊子や情報誌、インターネット等により情報提供を行う。また、併設する産業情報図書館でも、関係する図書、雑誌等を収集、閲覧する。

②コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備

■インターネットを活用し、環境保全技術に関する情報をAPEC諸国等へ発信するところに、環境に關するイベントやセミナー等の情報提供を促進する。

■府民参加型の環境ホームページである「かんきょう交流ルーム」の運営

　　インターネットを活用して、いつでも自由に大阪の環境について情報提供や意見交換を可能にする。また、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

③環境白書等の作成

■環境白書等の作成
　　環境の状況や豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に、環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」や、広く府民に環境問題に関する理解を深めてもらい、行動を促すための小冊子「おおさかの環境」等を作成し、情報の提供を行う。

■府民参加型の環境ホームページである「かんきょう交流ルーム」の運営

　　インターネットを活用して、いつでも自由に大阪の環境について情報提供や意見交換を行なうことができる。また、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

第5節 調査研究の推進

①環境技術の振興

■「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所等の府立の試験研究機関や府立大学の試験研究体制の充実、強化に努める。

　　また、食のゼロエミッション新実験棟を整備するところに、食と環境に関する試験研究機関と府立大学との連携強化を目的としたネットワークづくりに努める。

■研究開発の推進 (一部新規)

　　化学物質による環境汚染の未然防止を図るために、分析法の開発等を推進する。
　　環境保全型農業生産技術や都市型農業の再生資源化利用技術、自然環境保全と環境創出技術等に関する研究等を推進する。

　　地域環境の向上を図るために水産資源生産環境及び生態等に関する調査研究を推進する。
　　環境汚染による健康被害等の研究を推進する。
　　固相重合技術を活用したPETフィルムからの食品安全用容器の開発、超高度微生物発酵による動物農業物のリサイクルシステムの開発、環境に優しいクロム代替めっき技術開発、セメント含有農業物の再生資源化利用技術の開発、フーレンを用いた環境汚染物質検出センサの開発等を推進する。

　　地球環境調和型の生化学反応触媒(酵素等)の高性能・高機能化を目指した基礎研究、光合成能をもつ藻類ユーチュレナを用いた食料・飼料化や炭酸ガスの固定・低減化等に関する研究、開発、添加する養分を必要最小限にするための感光性の色素が持つ抗菌作用の定量化及び配合物の開発、環境に優しい配子の製造過程で生ずる廃液の処理及び再利用のための研究、ディスプレイの開発する基盤データの収集、非従来型の太陽電池材料としての有機強誘電性薄膜に関する研究を引き続き推進する。

　　環境庁の委託を受け、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査を実施し、風評被害の回避及び安全な農作物生産のための技術資料とする。

また、ダイオキシンを生成しない選元溶融焼却炉の開発、ダイオキシンに汚染された大気、水、土壤の分解除去法、動植物等への影響評価や農産物等への残留濃度の簡易測定に各調査研究の成果について、専門の学会での発表、所報等への論文の投稿、技術フォーラム等を通して研究成績の普及を図ることにも、市町村職員や関係団体にに対する技術研修を行うほか、府民にわかりやすく提供する。

また、環境に關する技術のうち、農業関係の新しい技術について、専門技術員を通じて普及を図るほか、産業技術に関する知識と経験を有する者について、技術アドバイザーとして登録し、府内の中小企業の技術の要請に応じて派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。

②調査研究の推進

■環境の保全と創造に關する実証研究 (一部新規)

　　環境ホルモンの分析手法検討や環境大気中の有害化学物質に関する調査研究を行う。
　　環境ホルモンの地力、土壤汚染の状況を調査し、環境にやさしい施肥技術、土壤管理方法を確立する。

　　貴重な自然環境を保全するため、野生動物の生息環境や密度管理手法等の調査及び開発を図ることとともに、多様な綠化空間の創出のため、効果的な緑化技術の開発を行う。
　　大都市域におけるSPMについて、データを同定し、SPM対策に資するデータを得たための研究、食品、生ゴミの微生物分解を基にした低コストの廃棄物の搬送によるための研究、食品等から生じる農業物の微生物の検索、緑色イオウ光合成細菌を利用しての農地の悪臭及び腐食劣化の研究を引き続き推進する。

　　平成12年度から新たに、家庭から生じる生ゴミや食品工場等の事業所から生じる有機性廃棄物を、分別収集や回収された有機性廃棄物を有効に利用する方法を開発する。また、住民参加によるたなみ池環境整備のあり方をアシックス整備事業」から事例を抽出し、現地調査を行なう。

■前川や海城等の環境管理に關する総合的研究

　　大阪湾の富栄養化及び重金属汚染に關する調査研究を行うこととともに、富栄養化の著しい海奥部における変動機構を明らかにすることによる調査研究を行う。

　　河川や水路などの水辺に、多様な生物が生息できる環境を維持・創造するため、水辺環境と魚類などの水生生物との関係を明らかにし、その保全回復及び創造方策を後討する。

　　水生植物アカウキクサの品種選育と茎葉固定能を利用した水城の富栄養化対策や放射線突然変異法等によるアカウキクサの品種改良に關する研究を行なう。

■環境と調和した産業技術・システムによる研究 (一部新規)
　　都市農業物や農業生産活動により排出される有機性廃棄物を有効に利用するため、それらの再生肥料化・飼料化技術としての開発及び農業用資材としての利用法の確立を図る。

　　環境保全型農業を進めため、環境にやさしい土壌管理技術や肥料管理技術の開発及び無公害畜産経営等に配慮した天敵や拮抗微生物等を利用した総合防除技術体系の確立及び無公害畜産経営の開発を図る。

■平成12年度から新たに、農業における環境負荷の低減のため、生分解性材料等による農業用資材の利用と、その資材の材料的特性から生じる問題点を乳酸菌の生育環境改善効果により補償する技術の利用を同時に応用した新しい植物生産システムの開発を進める。

■惑星等に關する研究開発

　　大型地下街等の都市地下空間の绿化を環境・安全・感性という観点から実現する「地下都市空間工芸绿化システム」の開発を行う。

■ 地球環境保全に関する研究開発（一部新規）

低コストの有機太陽電池を開発し、その評価を行うとともに、用途開発とシステム化に關する研究も行う。地球規模での環境悪化と資源エネルギーの枯渇による危機的な状況を克服するために、ゼロエミッションの技術体系の創造という見地から、新しいシステムによる廃棄物（紙・プラスチック・金属）の資源化に取り組む。

平成12年度から新たに、オゾン層による紫外線外線等の影響の解明等のため、光放射センシング技術の開発を行う。府内における酸性雨発生機構解明の基礎資料を得たるため、2定期における縦横調査及び梅雨期と秋期36地点におけるイオン成分降下量調査を実施するほか、これらの湿度調査と併行して、ガス・エアロソル等の乾性調査も実施する。また、酸性雨による森林被害の実態を把握するため、モニタリング調査を実施し、豪雨が見られる林分については、その原因解明を行うとともに、健全化のための施行方法を検討する。

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

第1節 自動車公害の防止

第1節 自動車ガス対策

① 大阪府自動車排出窒素酸化物総削減計画の推進

■ 総量削減計画の推進・改定検討（一部新規）

「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（平成5年11月に策定）に基づき、自動車の単体規制、車種規制、車両規制、低公害車の普及、物流・人流・交通流対策や局地汚染対策等の諸施策を、関係機関と密接な連携を図りながら推進することとともに、次期総量削減計画の策定に向け、実効性のあるディーゼル車対策について検討する。

（ア）自動車単体規制の実施

■ 自動車単体規制の強化

自動車排出ガスの低減を図るために、最も基本的な対策である単体規制について、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方」第3次答申（平成10年12月）に基づくディーゼル車の排出ガス入規制（新長期目標）の早期実施、軽油の早期低硫黄化、ディーゼル車の排出ガス低減技術の開発促進を国に要望する。

■ 車両の点検・整備の促進

排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、街頭検査の実施等を行う。

■ 最新規制適合車への転換促進

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

（イ）車種規制の実施等

■ 車種規制の適正かつ確実な実施

車種規制が適正かつ確実に実施されれるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

■ 特定地域外からの流入車に対する啓発

特定自動車非基準適合車とするよう啓発を行う。

■ ディーゼル乗用車対策

車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。

■ 公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替

公用車は、最新の規制に適合する車への早期代替を図ることとし、低公害車の導入に努める。

（ウ）低公害車の普及促進

■ 公用車への率先導入

低公害車の普及促進を図るために、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する府内公用車全てについて、原則として低公害車への代替を図る。

また、府内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」の運営を行うとともに、民間事業者にも開放し、天然ガス自動車の普及促進を図る。

■ 民間事業者への助成・普及啓発

（社）大阪府トラック協会が行う低公害車導入促進事業に助成することとともに、民間路線バス事業者が導入する低公害バスの購入費用の一部を、運輸省、大阪府及び地元自治体で協調して助成する。

また、（旧）公害健康被害補償法施行令で定める地域において、低公害貨物自動車をリース導入する事業者に対し、リース費用の一部を助成する。

さらに、民間事業者等への低公害車の普及や燃料供給施設の整備等を目的に設立した「大阪低公害自動車コミュニケーション協議会」を運営する。

■技術開発の促進

走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向け、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。

また、府民による電気自動車の実証調査を実施し、日常生活における活用を実証するとともに、利用者の声をメーカーに反映し技術開発を促進する。

■燃料供給施設の整備

天然ガスタンクで、府、関係自治体及び大阪ガス㈱で共同運営（4ヶ所：北大阪流業務団地充填所、泉南天然ガスタンク、泉大津天然ガスタンク）を行ふとともに、燃料供給施設について関係自治体や燃料供給事業者と連携しながら計画的整備を図る。

■低NOx車の普及促進

京阪神の6府県市が共同して、一概に市販されている自動車の中でもNOx排出量等の少ない自動車を「低NOx車」として指定し、その普及促進を図る。

(工) 物流対策

■輸送効率の向上

貨物自動車の走行量の軽減を図るために、事業者に対し、共同輸配送の推進、ジャストタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を実施する。

■物流拠点の整備

貨物輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市内交通混雑等の解消のため、既存の通運業務市街地再整備による機能の専門化等の検討を行うとともに、物流拠点の適正配置について検討する。

■事業者に対する指導

各事業所からの自動車排出窒素酸化物の量を抑制するため、府自動車排出窒素酸化物総量抑制指導基準に基づき、国土交通省の取り組みから、貨物自動車を大量に使用する事業者に対して、積載率の向上や低公害車の導入等により自動車排出窒素酸化物の計画的な削減を図るよう引き続き指導する。

また、平成12年度は、指導対象事業者の拡大を図る。

(オ) 人流対策

■公共交通機関の整備及び利便性の向上

自家用自動車から公共交通への旅客輸送の転換を図るため、大阪外環状線鉄道、国際化公園都市モノレールなどの鉄軌道の整備を関係機関と連携を図りながら進めるとともに、地方バス路線運行やバスカードシステムの導入に対する助成を行うなど、公共交通機関の利便性の向上を図る。

■自家用自動車の使用自粛

毎月20日を「ノーマイカーデー」とし、自家規制により自動車利用を抑制し、マイカー通勤から公共交通機関への転換を促すことにより、交通渋滞緩和を図る。

■交通需要マネジメント（TDM）施策の推進（一部新規）

毎月20日を「ノーマイカーデー」の実現を促すためのバーカードライドをはじめ、自動車利用の公共交通機関への転換を促すための「公共交通の抑制と平準化」を図る。「交通需要マネジメント（TDM）」施策を推進する。そのため、有識者と行政機関、経済界などからなる「大阪交通需要マネジメント推進会議」において、各種施策を組み合わせた社会実験を実施する。

■歩道・自転車道の整備

歩道未整備道路への歩道設置や、「北河内自転車道」（大規模自転車道）の整備を行う。

(カ) 交通渋滞対策

■交通の分散化や道路機能の分化の促進

■右折レーンの設置、バイパス道路や環状道路の整備、交差点の立体交差化を行う。

■駐車対策の推進
府民生活に適応した安全で快適な交通環境づくりを目標に、都心部の主要幹線道路をはじめ、駐車秩序を確立する必要性の高い路線、地域に重点指向したクリアウェイ活動を強化することも、関係機関・団体等による違法駐車造成実験活動を推進する。
府立春日丘高校の建て替えにあわせ、その地下に府営駐車場を整備するため実施設計を行ふ。さらには、江坂駅南地区で、PFIによる地下駐車場整備にあたっての調査を行う。
また、民間駐車場の借入金に利子補給を行う市町村に対し補助を行う。また、北河内府民センター駐車場の休日開放を行う。

■交通渋滞の解消

■安全・快適にやさしい交通社会を確保するため、信号機の制御、交通情報の提供、バス優先化等を実施する。

■交通管制システムの整備

■交通の安全と円滑化を図るため、交通管制センターの拡充整備、信号制御機能の高度化及び交通情報収集・提供機能の強化等、交通管制システムの整備を推進する。

■貨物情報提供装置の整備

■府県間道路等において道路情報提供装置の整備を推進する。

■道路案内標識の整備

■道路案付近における「予告」、「案内」、「確認」の標識設置を行う。

(キ) 局地汚染対策

■道路構造の改良、環境施設帯の確保など沿道環境改善方策の導入

■二酸化窒素濃度の高い交差点等においては、交通量、道路周辺状況等の該当地域の実情に応じ、沿道環境改善方策の導入に努める。

■道路環境改善方策の検討

■道路案付点等の実情に即した道路交通対策等について、実施可能な方策を検討し、改善に努めることとする。
■土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施
■大気汚染濃度が高い交差点等における対策として、土壤や光触媒を用いた大気の直接浄化手法の実用化を図るため、引き続き土壤脱硫システムの設計手法に関する調査や、光触媒を用いてNOxを分解する新型遮音壁の環境改善効果の調査等を実施する。

(ク) 普及啓発

■「グリーン配達」の検討（新規）

■低公害な自動車使用や環境に配慮した自動車運行に取り組んでいる事業者に優先的な発注等を行う「グリーン配達」運動の展開について検討する。

■ディーゼル車の排ガス対策の必要性についての啓発（新規）

■自動車排出ガスによる大気汚染の蓄積が大きいディーゼル車に対する対策として、その対策の必要性をインターネットのホームページ（自動車排ガス対策一A to Zアルファベット大作戦）による情報発信等により、啓発を行うとともに、府民・事業者等から今後の対策についての意見を求める。

■駐車時ににおけるアイドリングの規制等

■平成10年3月に改正した府生活環境保全条例に基づき、自動車の運転者等に対する罰則等におけるアイドリングの禁止等の遵守徹底を図る。

■ノーマイカーデーの実施

■毎月20日をノーマイカーデーとし、交通安全運動等の広報・啓発とあわせ、府民への周知を図る。

- 大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発、ポスター、リーフレットの作成及び掲示、配布等により、駐車時ににおけるアイドリングの禁止の周知徹底や自動車使用の合理化、一マイル・エコ・エナジーOSAKAの開催
- 「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の展示・試乗や、高等学校・専修学校生徒達によるソーラーカーレース等の啓発イベントを開催する。

(ケ) 計画の進行管理

- 大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営
総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」幹事会で行うとともに、諸施策等をより実効性のあるものとするため、府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画進行管理検討委員会」における検討内容を次期計画の策定に反映させていく。
- 排出量の把握等
府内の自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

(ケ) 計画の進行管理

- 浮遊粒子状物質等対策
自動車、車体規制の強化
自転車規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度の一層の強化を国に要望する。
- 総量削減計画の推進
低公害車の普及促進
より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害車の普及促進を図る。
- 整備不良等に対する取締りの実施
自動車に起因する交通事故を防止し、併せて交通安全と平穏な生活環境を確保するため幹線道路における整備不良車の取締りを実施する。

第2 自動車騒音対策

① 発生源対策

- 自動車騒音の大ささの許容限度の強化
騒音規制法に基づく自動車騒音の大ささの許容限度の一層の強化を国に要望する。
- 低公害車の普及促進
より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害車の普及促進を図る。
- 整備不良等に対する取締りの実施
自動車に起因する交通事故を防止し、併せて交通安全と平穏な生活環境を確保するため幹線道路における整備不良車の取締りを実施する。

② 交通流対策

- 生活の場における交通対策の推進
住居地域における交通の安全と静謐な生活環境を確保するため、大型自動車等の通行禁止、一方通行、歩行者用道路等の交通規制を実施し、通過交通を排除する。
- 幹線道路等における交通対策の推進
最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を総合的に組み合わせて実施し、交通の安全と円滑及び交通事故の防止を図る。

③ 道路構造対策

- 騒音壁・築堤の設置
立体交差及び高架橋構部に遮音壁を設置する。
- 路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）
路面の補修や排水性舗装を国道170号（東大阪市）等において敷設する。
- 植樹帯の設置
騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。
- 高架橋の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）
高架橋の桁の連結及び連続桁の推進を図る。

- ④ 沿道土地利用対策等
 - 沿道土地利用の適正化及び緩衝空間の確保等
沿道土地の利用の状況を踏まえながら、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業等の面的整備手法を用い、道路沿道環境に適合した土地利用に努めることとともに、縦手の配置など緩衝空間の確保に努める。
 - 騒音評価に係る地理情報システムの整備（新規）
主要幹線道路沿道の騒音の状況を的確に把握するとともに、騒音に係る環境基準の達成状況の地域としての評価を行うため、自動車騒音のモニタリングに係る地理情報システムを整備する。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

① 闇渠・生産・流通の各段階での配慮

- 廃棄物アセスメントの推進
製造工程の新設等に伴い、一定量以上の産業廃棄物の排出が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物の発生量や処理方法等を事前に予測評価する制度である廃棄物アセスメントの実施を指導する。
- 製品アセスメントの普及・啓発
「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進を通じて、製品が廃棄物となる時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度である製品アセスメントの普及を図る。
- エコショップ制度の普及
適正包装を実施するなどのごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店を登録する制度「エコショップ制度」について普及・啓発を行うとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰を実施する。
- ゴミ減量化の推進（新規）
大阪府中央卸売市場におけるごみの減量化を推進するため、平成12年度にゴミの分別指導員を配置し、ごみの分別排出の徹底を図る。
- 生活様式の見直し
■ ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発・改定（一部新規）
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」について、リサイクル関連法の理念を取り入れた減量化目標を新たに設定し、事業者、住民、行政が一体となって廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に取り組んでいくため、改定を行う。
- リサイクル啓発イベント
府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組む契機となる府民参加型イベントとして、リサイクル啓発イベントを開催する。
- 府民の自主的活動の支援
消費者団体が調査研究成果を発表する場を設け、環境問題やリサイクル問題等をテーマに活動する団体の参加を求め、広く府民への啓発を図ることも、団体の自主活動の支援を行う。

■ごみ処理費用の負担のあり方についての調査研究 (内容は、第1章第2節第4①に前掲)

③実践啓発活動の充実

- 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議などによる実践啓発活動の充実
- ごみの減量化・リサイクルのための各種の啓発活動を推進する。

- 廃棄物の適正処理等の普及・啓発
- 多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」等に基づき、廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針、事業活動に係る製品等が廃棄物となつた場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化の促進を指導する。

- さんぱいフオーラムの開催
- 産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんぱいフオーラム」を開催する。

- 産業廃棄物の不適正処理防止の推進

不適正処理情報の収集のために、「野焼き・野積み・不法投棄・しまい」させない！計画的な把握に努めることとともに、「野焼き・野積み・不法投棄・しまい」させない！計画的な事業を行う。

④協力体制の強化

- 事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化
- 廃棄物の適正管理を進めるため、事業者、府民、他の地方公共団体及び国との連携強化を図る。

- 産業廃棄物の野焼き等の不適正処理対策の強化

産業廃棄物の野焼き等の不適正処理の未然防止及び早期是正を図るため、平成10年11月に制定した「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、関係部局・市町村・警察等との連携を密にするとともに、平成12年度から新たに不法授業監視連絡員制度を導入することにより、監視・指導体制の強化を図る。

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

① 窒素酸化物対策

- 工場・事業場の規制・指導
- 排出基準や総量規制基準の遵守を徹底するとともに、要綱に基づく削減指導や低NO_x機器の普及・促進等により、工場・事業場等からの窒素酸化物の排出抑制を図る。

- 地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中する地域への適正な地域冷暖房システムの導入を促進する。

② 光化学オキシダント対策

- 炭化水素類排出抑制対策の推進
- 炭化水素類に係る規制基準の遵守を徹底するとともに、「大阪府炭化水素類排出抑制对策推進要綱」に基づき、排出抑制を推進する。

- 光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用等に対して自動車の運行の削減等を図る。スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物の排出量の削減等を図る。

③ 浮遊粒子状物質対策

- 浮遊粒子状物質総合対策の検討
- 浮遊粒子状物質総合対策の検討の一環として、浮遊粒子状物質の原因物質である炭化水素類等の排出実態を把握するための調査を行う。

- 工場・事業場の規制・指導
- 排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図ることとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。

④ 窒素酸化物対策

- 工場・事業場の規制・指導
- 排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図ることとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。

⑤ エネルギー面の対策

- クリーンエネルギー化の促進
- 大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、都市ガスや灯油等、より良質な燃料の使用について指導・啓発を促進する。

⑥ エネルギーの有効活用

- クリーンエネルギー化促進指導に併せて、省エネルギー型施設の導入について指定期活動の事業計画に対する承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。
- 省エネ・リサイクル支授法」に基づき、省エネ・対策等に関する承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。

⑦ 惡臭対策

- 悪臭物質の排出抑制
- 規制等を直接行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行なうとともに、研修等を実施し市町村担当職員の技術向上を図る。
- 屋外燃焼行為の規制
- ゴム・いおう・ピッチ・皮革・合成樹脂その他の燃焼により大気を著しく汚染し、悪臭を発生する物質を野焼き炉で多量に燃焼させる行為を規制し、適正な施設での燃焼を市町村とともに指導する。

第2 環境監視

① 発生源監視

- 発生源データシステムの整備
- 大阪府大気汚染発生源常時監視システムを運用し、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を行なう。
- 発生源測定、立入検査等
- 工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守徹底を図ることとともに、大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。
- 各種実態調査
- 大気汚染物質発生源の動向等を把握するため、燃料・原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査等を実施する。

② 環境監視

- 大気汚染常時監視
- 府内の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解析等を行う。また、光化学スモッグ注意報等緊急時措置に

関する警報受信装置を一部更新する。
関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握・検討するため、泉州地域の測定データの解析を行う。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学オキシダント濃度が高くなり緊急時等に該当した場合、関係地域に対して光化学スモッグ注意報等を発令することともに、当該発令内容を市町村、報道機関、その他の関係機関の協力を得て一般に周知し、被害に生じた未然防止を図る。
定期的環境モニタリング府内的一般大気中のアスベスト濃度の経年的な状況を把握するため調査を行う。
浮遊粉じんによる毎年の大気汚染状況を把握するため、府内12か所における調査を行う。

■ウム・エア・サンプラー等で粉じんを採取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。

第4節 水環境の保全

第1 発生源対策

①生活排水対策

■生活排水処理計画の推進

生活排水の100%適正処理を目指として、平成7年に定めた「大阪府生活排水処理計画」を引き続き推進し、下水道や合併処理浄化槽等の普及に努める。

■流域下水道事業の推進

猪名川流域をはじめ、府内7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新・増設等、下水道施設の整備を図る。

■下水道の高度処理の推進

下水処理施設の新設、増設時には、砂ろ過や望素・懐除去が可能な処理方式の採用をお原則として、高度処理施設化を推進する。平成12年度には南大阪湾岸流域北部処理場において、高度処理施設化の供用開始を行う。

■合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽設置者に対する市町村の補助事業に府が1／3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の16市町村に対して実施する。

■生活排水対策重点地域の指定

生活排水対策が特に必要な区域について、新たな重点地域指定及び生活排水対策指導員の育成事業を行う市に対しても補助を行う。

■府民啓発の実施

家庭からの発生源対策の実施促進を図るために、府民啓発を推進する。

■農業集落排水処理施設の設置促進

下水道計画区域外の農業振興地域における生活環境基盤の改善と農業用水の水質保全を目的として、平成12年度は岸和田市2地区（塔原相川地区、大津地区）において、生活排水の処理施設等の整備を実施する。

■大和川流域水環境基盤整備の実施

大和川流域の環境基盤整備に向けて、建設省や奈良県、流域市町村と協力し生活排水対策府民啓発事業を実施する。

②産業排水対策等

■工場・事業場の排水規制・指導

工場・事業場の排水規制（濃度規制、COD総量規制）を行うため、工場等への立入検査、採水検査等を行う。

■未規制事業場の指導

未規制事業場からの排水の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携して汚濁物質排出監視のための啓発指導を行う。また、排出抑制のための手法を検討する。

■ゴルフ場等農業対策

「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場で散布された農薬の流出を監視するため、水質検査を実施し、水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底を指導する。

また、農薬の適正使用等を図るために、農薬の使用計画・実績に基づく指導、機械適正使用専門研修会の実施、現地立入検査等により、農薬使用量の低減、低毒性農薬の使用、環境に配慮した防除法の指導を行う。

■肥料の適正使用の促進 市町村における環境保全型農業の推進方針の策定に協力し、実証展示による農業技術の確立・普及を図る。

■農業の適正使用の促進 病害虫発生予警の実施、病害虫防除指針の作成、農業安全使用講習会の開催等により、農業の適正使用を指導する。

③上水道水資源の水質保全

■上水道水源の水質保全対策

上水道水源の河川及び地下河水の水質を監視する。また、上水道水源地域の工場・事業場に対する、有害物質の上乗せ排水基準による非水規制・指導を行うとともに、ゴルフ場に対しては、その他他の地場による厳しい水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底、農業の適正使用等について指導する。さらに、「淀川水質汚防連絡協議会」等により、水質事務所との連携を図る。

④大阪府水質保全対策

■海戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進
「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、CODの総量削減対策等を推進する。

■COD総量削減計画の策定（新規）

大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の一層の削減を図るために、平成16年度といたして「第5次化学的酸素要求量による総量削減計画」を策定する。

■富栄養化防止対策の推進（新規）

大阪湾の富栄養化状態の改善を図るために、平成16年度とした「窒素及びその化合物並びに機及びその化合物に係る総量削減計画」を策定する。

■関連団体との協力

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、沿岸自治体の相互協力が必要であることから、沿岸自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市民会議、(社)瀬戸内海環境保全協会及び大阪湾環境保全協議会に参加し、国に対して各種の要望を行うほか、瀬戸内海環境保全月間（6月）に市民に対して啓発事業を実施する。

■大阪湾での大規模な油汚染事故の推進 大阪湾の大規模な油汚染事故が発生時の環境保全での対応に備え、水質等の現況調査及び関連情報の収集備蓄を行う。

第2 水の净化

①水净化能力の維持・回復

■河川水の直接浄化（薄層流浄化施設等）の実施

西除川において薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置を行った。
■多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施
生態系に配慮した川づくりとして、現況林の保全、自然河岸の保全及び再生を実施する。

②底泥・ごみ等の除去

■港湾等の净化事業（港内清掃事業）

堺市北港内及び付近海面に浮遊している塵芥流木等の漂流物を回収し、処分する。
阪南、泉州港において、海面に浮遊するごみ等を回収し、処分する。

■ 河川のししゅんせつ
平野川等において、ししゅんせつを行なう。

■ 河川の清掃

市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。

■ 船舶等廃油、流出油対策

堺泉北港17か所及び港湾事務所にオイルエンス、薬剤等を備蓄する。

■ 渔場環境保全対策

漁場に堆積又は浮遊しているゴミを除去し、漁場の再生機能の回復を図るため、小規模漁場保全事業（海底・漁具の回収・除去）、漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収・除去及び発達活動）を行う。

また、内水面漁業権河川において、河川利用者等が投棄したゴミを回収除去し、河川環境の改善を図る。

第3 水循環機能の確保

①都市域の保水能力の確保

■ 雨水の貯留浸透施設の設置

公共・公益施設又はその敷地において、貯留浸透施設の設置を行う。

■ 透水性歩道の整備

駅周辺等において、景観に配慮した透水性のあるインターロッキングブロック舗装による歩道の整備を行う。

②水の循環利用の促進

■ 下水処理水の利用

各流域において、処理水再利用のための送水管線建設等、積極的にリサイクルを推進する。

■ 水循環に関する啓発

大阪府水循環再生アクションプログラムの活用により関係機関の意識啓発を図る。

第4 環境監視

①発生源監視

■ 発生源データによる監視

水質統量規制のため、水質自動監視システムを運用し、大規模工場・事業場からのCO

D排出状況の常時監視を行う。

■ 発生源測定

工場・事業場の採水検査を行い、排水基準や総量規制基準の遵守を指導する。

②環境監視

■ 公共用水域の水質測定計画の推進

環境審議会の答申を受けた「公用用水域の水質測定計画」に基づき、河川や海域等の公

共用水域の水質測定を行なう。

■ 水質事故の監視

事故の未然防止のため、工場等への立入指導や啓発を行うとともに、事故発生時には関係機関と連携して、応急措置、探水検査等による原因究明、再発防止指導を行う。

③環境監視

■ 地盤沈下監視所において、地盤沈下の常時監視を行う。また、地下水採取量を把握する

ため、地下水位の監視

■ 地下水準測量及び地盤沈下観測所において、地下水位の常時監視を行う。

■ 地下水質監視

地下水平測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。

第5節 地盤環境の保全

第1 未然防止

①規制・指導

■ 地下水の適正利用及び採取規制等の指導

地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の適正利用及び採取規制等の指導を行う。

■ 地下水の代替用水の供給

工業用地下水の汲上げが規制されている北摂、東大阪及び泉州地域において、引き続き工業用水の安定供給を行う。そのため、計画的に、老朽化した施設の改良を実施する。

■ 有害物質の漏洩及び地下浸透防止等

工場・事業場の排水規制、有害物質の漏洩及び地下浸透の防止、事故時の措置等の指導を行う。

②調査・研究等

■ 地下水の適正利用の検討

大阪府南部地域において、地盤沈下の兆候として塩水化が発生しており、地盤沈下を防止するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用について調査・研究を実施する。

■ 汚染機の解明

有機塩素系化合物等有害物質による地下水の汚染機構に關し、情報収集等調査、研究を実施する。

第2 地盤環境の回復

①地下水のかん養

■ 雨水の地下浸透機能の向上

(内容は、第2章第4節第3①に前掲)

②浄化対策の検討

■ 土壌・地下水浄化対策の検討

土壌・地下水の浄化について、学識経験者からなる「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。

③汚染対策指導

■ 有機塩素系化合物による汚染の浄化対策指導

有機塩素系化合物使用事業場に対し、必要な汚染調査及び浄化対策を指導する。

第3 環境監視

①環境監視

■ 地盤沈下監視所において、地盤沈下の常時監視を行う。

ため、地下水採取量調査を行う。

■ 地下水位の監視

■ 地下水準測量及び地盤沈下観測所において、地下水位の常時監視を行う。

■ 地下水質監視

地下水平測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。

- 317 -

■ 土壌汚染概況調査
農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき、土壤管理の実態と土壤、作物体、かんがい用水の調査を実施する。

- ②鉄軌道
- 驚音・振動対策の促進
沿線自治体と連携を図り、新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策の促進を図る。
 - 調査・研究の推進
沿線自治体と連携を図り、鉄軌道の騒音・振動について実態の把握等を行う。

第6節 驚音・振動の防止

第1 固定発生源対策

①工場・事業場

■規制・指導

規制権限を委任している市町村の担当職員に対する技術研修等を行い、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図る。

■土地利用の適正化の促進

地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法、あるいは工場の適地への配置を通じて、工場と住居の無秩序な混在の解消に努める。

②建設作業

■規制・指導

規制権限を委任している市町村の担当職員に対する技術研修等を行い、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。

③近隣騒音

■規制・指導

規制権限に対する規制・指導の徹底を図る。

■啓発活動の促進

市町村などによる騒音に係る環境教育や各種啓発活動の促進に努める。

④低周波空気振動

■調査・研究の推進

低周波空気振動の発生機構等に関する知見の集積に努める。

第2 移動発生源対策

①航空機

大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定を行い、WECPLの変動、環境基準の達成状況を把握する。

■大阪国際空港周辺における航空機騒音の監視

関西国際空港周辺において、テレメータシステムによる航空機騒音の測定を行い、WECPLの変動、環境基準の達成状況を把握する。

■大阪国際空港周辺対策の推進

大阪国際空港周辺緑地整備を推進するため、周辺緑地のうち、利用緑地区域における告示日後建物移転補償を行うとともに、用地取得の完了した街区において、実施設計、基盤整備工事を行う。

また、空港周辺整備機構に対する民間防音工事の補助や、空港周辺住民に対する移転資金の利子補給、営業基盤設施整備の補助を行うとともに、空港周辺住民等に対する移転資金の利子補給を行う。

また、事業者による化学生質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブルケア活動）に関して、事業者の取組を促進する。

■ 土壤汚染概況調査
農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき、土壤管理の実態と土壤、作物体、かんがい用水の調査を実施する。

第7節 有害化学物質对策の推進

第1 化学物質の包括的対応

①環境影響の評価

■化学物質データベースの構築
インターネット等を利用して、外部データベース等の化学物質情報の収集を行う。また、キーワード検索や日本語での利用が可能なデータベース化的検討を行う。

■環境情報システムの構築

■環境物質のデータベース化を通じて得られる諸情報をもとに、府内関連部局で化学物質情報の共有化を図るために、データベースのインフラネットを利用等を検討する。
■環境調査（汚染状況）
ゴルフ場から農薬等の水質の実態調査及び府内の代表的な上水道源である淀川、石川流域で散布された農薬の流出監視を行いうための水質調査を実施する。
■外因性内分泌物質（いわゆるホルモン）について、国と連携し、環境汚染の実態把握を行うなど、知見の充実に努める。

■有害大気汚染物質調査
環境基準が設定されているベンゼン等3物質を含め測定方法が既に確立されている19の有害大気汚染物質について、府内4地点及び国設大阪局において定期的にモニタリング調査を行い、各種物質による大気汚染状況を把握する。
また、自動車排ガスの影響を調査するため、国に協力して国設自動車交通環境測定所（四條畷市）において、ベンゼン等の有害大気汚染物質等の環境調査を毎月実施する。

■分析手法の開発

■国が実施する環境安全性終点換算（大気質、水質、底質、生物モニタリング）に関する委託を受け、環境調査や分析手法の開発を行う。また、大阪府化学物質適正管理指針で定める管物質の測定方法の開発を行う。

■リスクアセスメント手法の検討

■有害化学物質による環境汚染を未然に防止するために、その危険性を評価する手法として、リスクアセスメントについて基礎的な研究を行う。
②環境負荷の低減

■規制・指導

有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壤等への排出規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を指導する。

■化学物質の実態把握と適正管理の推進

「大阪府化学物質適正管理指針」に従い、事業者による排出抑制のための自主管理を促進し、平成11年7月に、「特定化学物質の環境への排出量等の実態把握と適正管理の推進に関する法律（P R T R 法）」が制定され、事業者による指定化学生質の改善及び管理の改進に関する法律及び届出が規定されたことから、法律制度の周知徹底を図る。

また、事業者による化学生質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブルケア活動）に関して、事業者の取組を促進する。

第2 ダイオキシン類対策

①総合的な対策の推進

■大阪府ダイオキシン対策会議等の運営
ダイオキシン類問題について、総合的な対策を推進するため設置した府内関係課からなる「大阪府ダイオキシン対策会議」を中心とし、関係機関と協議し、発生源対策や環境調査等を実施することともに、専門技術的立場から学識者の意見を得ることを目的として設置した「ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会」の活用を図る。

②発生源対策

■工場・事業場の規制指導（一部新規）
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者に対して、特定施設からの排出ガス、排出水及び燃え梗、ばいじん並びに最終処分場の放流水についての基準遵守徹底を指導する。
あわせて、廃棄物焼却炉については、「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」（平成9年12月施行）に基づき、施設の早期改善を指導し、ダイオキシン類の排出削減を図る。
■ダイオキシン類排出実態の把握
排出ガス・排出水・ばいじん・燃え梗について、ダイオキシン類の測定を指導するなど排出実態を把握する。

③環境調査等

■ダイオキシン類常時監視（新規）
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、府域の環境基準の達成状況や排出削減対策の効果の確認等に資するため、大気、河川・海域の水質及び底質、地下水及び土壤のダイオキシン類の汚染状況の常時監視を実施する。また、国の地方機関及び市町村と協議し、府域全体の環境状況を把握する。
■食品等に含まれるダイオキシン類摂取量を実態調査する。
■府民の一日あたりの食事からの大ダイオキシン類摂取量を実態調査する。
（内容は、第2章第2節第3①に前掲）
■ダイオキシン等有害化学物質の検査・分析（新規）
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排水等の発生源試料や水質・底質等環境試料中のダイオキシン類等の検査・分析を行なう。
■土壤中ダイオキシン類の農作物への移行に関する調査
環境庁の委託を受けて、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査を実施し、風評被害の回避及び安全な農作物生産のための技術資料とする。
■府立大学におけるダイオキシンの総合対策プロジェクト
ダイオキシンを生成しない還元溶融焼却炉の開発、ダイオキシン汚染された大気、水、土壤の分解除去法、動植物等への影響評価や農産物等への残留度の簡易測定に関する研究を推進する。

■健康被害予防事業の実施 大気汚染による健康影響調査 大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について調べるために、「公害健康被害懐子協会の助成を受けて、低公害車の普及等の円滑な実施」に基づき、公害健康被害懐子協会に努める。

②健康影響等に関する調査研究の実施

- 大気汚染による健康影響調査
大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について調べるために、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を対象に、アンケートを中心とした疫学調査を実施する。
また、光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時に緊急調査班を編成して現地調査等を実施する。
- 保健所における環境保健康業務の実施
府民の健康を環境汚染から守るために、保健所において所管区域の状況の把握、環境汚染に係る相談（苦情）の処理、環境啓発等の環境保健康業務を実施する。
- 呼吸器疾患の予防に関する調査研究
近年、都市中心に著しい増大がみられるアレルギー性鼻炎などの呼吸器アレルギー疾患を予防する目的で、その主要原因であるアトピーの増大に焦点を絞り、地域住民や学童を対象に、府内の診療所、市町村保健センター、府保健所、教育委員会等の協力を得ながら、都市型の生活環境や食生活の調査を疫学的に調査・検討する。
- 水処理及び水質保護について、化学物質、細菌及び生物学的調査研究を行なうほか、飲料水、水道水源河川水について、化学物質、細菌及び水の脱色等の研究を行い、健康被害の防止に資する。
- 母乳中の有機塩素系化合物の測定調査
産後約1～3か月の授乳婦の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行うとともに、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討する。
- 食品・容器包装等のPCB汚染調査
暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・容器包装について、PCB汚染の実態を調査する。
- 食品等の残留農薬に関する調査研究
輸入食品を中心に残留農薬の分析を行い、安全性の確保に資するとともに、新規規制農薬に対する分析手法の検討を行う。

③環境保全等の監視体制の整備

- 環境保全による健康影響等の監視体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響等の監視体制の整備についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響等の監視体制の整備による。
- 環境保全に関する調査及び情報管理体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の調査及び情報管理体制の整備に努める。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

①苦情の処理

- 府・市町村公害苦情相談窓口
公害等に関する苦情に対し、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。
- 府警機関による公害関係事犯の検査
府警機関による公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。
- 公害病認定患者死亡見舞金の支給
「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。

第8節 環境保健対策等の推進

第1 公害に係る健康被害の救済と予防

- ①公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施
■公害病認定患者死亡見舞金の支給
「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。

②公害紛争の処理と体制
■公害審査会の運営
係属中の調停事案の手続きを進めることとともに、新たに調停等の申請があつた場合には、その適正な処理を行う。

③電波障害対策・日影阻害対策

- 府有施設における電波受信障害の発生防止
範囲を確定し、共同受信方式等による対策を行う。
- 有線テレビジョン放送設置・変更手続きの円滑な実施
有線テレビジョン放送法に基づく有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続きを円滑に実施する。
- 法・条例による日影の規制
建築基準法及び大阪府建築基準施行条例に基づき、日影規制を行う。

第3 事業者における公害防止対策の促進

①中小企業に対する助成等

- 中小企業公害防止資金特別融資
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
- 中小企業低公害車購入資金特別融資
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
- 小規模企業者等設備資金融資
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
- 産業活性化資金融資
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
- 小規模企業者等設備貸与
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)

②公害防止組織の整備

- 公害防止管理者等選任義務調査の実施
公害防止管理者等の選任義務のある工場（特定工場）を調査することとともに、公害防止管理者等の選任状況について調査を実施する。
- 未選任特定工場に対する指導
公害防止管理者等が未選任となる特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。
- 公害防止管理者等研修会の開催
公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させたため、大阪府公害防止管理者等研修会を実施する。

第4 災害時における生活環境の保全

①緊急時対応の計画・組織づくり

- 的確な対応方策の推進
平成9年3月に策定した「大阪府地域防災計画」に基づき、「災害に強いまちづくり」に向け、避難地、避難路の確保、火災の延焼防止等の観点から、公園緑地、道路、緑道等の防災空間の整備等を図る。
- 円滑な実施のための体制整備
被害を受けた場合における迅速かつ的確な応急復旧活動を行ふため、「大阪府地域防災計画」に基づき、関係部局において初動マニュアル等の作成や関係団体との連携強化等体制の整備を図る。

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

第1節 生態系の多様性の確保

第1 野生動植物の種の多様性の保全

- ①鳥獣の保護
■第8次鳥獣保護事業計画の推進
野生鳥獣の保護と狩獵の適正化を図るため、第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）を推進する。
- 鳥獣保護区等の設定
鳥獣保護及狩獵二閣ル法律に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るために、所要の調査により鳥獣保護区等を設定するとともに、看板の設置や環境の保全等を行う。
- 傷病野生鳥獣の救護
傷病野生鳥獣の救護制度を基礎とし、あわせて動物園や養鳥モデル校等を活用するなどして、市民がラクダを慕う「傷病野生鳥獣保護飼養がランティア制度」により救護体制の充実を図り、適切な救護活動の推進に努め、また、これらの活動を通じて、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。
- 鳥獣保護思想の普及啓発
自然保護について、広く市民の認識を深めるため、鳥獣保護思想の普及啓発を行う。発活動のほか、愛鳥モル友の設置等により、鳥獣保護思想の普及啓発を行う。
- ②貴重な淡水魚等の保護
■オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護
特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラ及びアユモドキの保護、生態調査の実施、生態環境が保全されるよう設計や工法等について、事業者に対する指導・助言を行う。
- 淀川に生息するイタセンバラ、アユモドキの保護増殖及び希少魚であるニッポンバラタナゴの純生種の保全等を行う。
- イタセンバラの保護増殖を図るために、既存知見・情報の収集整理を行うとともに、理想的な生息環境及びその保全のあり方の検討を行う。

- ③希少な野生動植物の保護
■府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）
野生動植物の保護及び生物多様性保全を図るために、大型動物の分布、生息・生育状況等の調査を行い、保護が必要となる種の保全施策を取りまとめること。
- 希少な野生動植物の保護
能勢町、和泉市の湿地において、絶滅の危機が指摘されているラン科の植物等の保護を図るために、(財)大阪みどりのトラスト協会が行う保全管理について明確にする。

第2 野生動植物の生息・生育空間の確保

①ビオトープの確保

- ビオトープの保全・回復・創出
府内各事業部局において、事業実施に当たって、野生動植物の生息等に配慮し、ビオトープの保全・回復に努める。
- 府内に残された良好で貴重な湿地の保全を図るために、能勢町、和泉市の湿地を対象に、(財)大阪みどりのトラスト協会を中心とした市民ボランティアの創出を行う。
- また、都市空間等の自然度の低い地域において、ビオトープの創出を図る。
- ビオトープの確保のための技術的手法に関する調査研究及び指導・助言

対し、その技術的手法の普及に努める。

- 環境と共に生ずる港湾（エコポート）の整備工コポートモル事業として、JR東北港駅2区地先において、人工干潟（約10ha）の整備を行なう。
- 環境と共生する都市「水と緑の健康都市」の整備造成工事の開始に伴い、自然環境復元計画に基づき、貴重動物の移殖作業や、工事により発生した裸地の緑化等の自然環境の復元作業を進めていく。
- 阪南スカイタウンの水辺環境の整備阪南スカイタウンの水辺環境整備の一環として、ホタルの繁殖実験を行い、自然環境の復元を図る。
- 阪南港阪南2区における人工干潟の整備阪南港阪南2区に整備予定の人工干潟、海浜について、環境創造の効果等の検討調査を行う。

- ②ビオトープネットワークの形成■桿点となるビオトープを好み河川の環境整備鹿谷川等の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。
- 桿点となるビオトープを好み道路の環境整備府道において、街路樹の育成と充実に努め、環境に配慮した道路整備などのネットワークを構成して、ビオトープを好み緑色の推進を行う。
- 桿点となるビオトープを好み緑色の整備点在するビオトープを好み有機的に結び、野生動植物の移動を活発にすることで、多様な生態系を創出する。

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 黄土な自然の保全

①自然環境保全地域等の指定と保全

- 自然環境保全地域の指定と保全自然度の高い自然環境を保全するため、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に努め、既存の指定地域（高槻市本山など5地域）について維持管理に必要な措置を行う。
- 縦地環境保全地域の指定と保全樹林地、水辺地等を含む区域又は歴史的文化遺産等を含む区域で、その自然環境を保全することが特に必要な区域について、府自然環境保全条例に基づく縦地環境保全地域（能勢町三草山、地黄湿地）について、維持管理に必要な助成を行う。

②天然記念物等の保全

- 和泉・城山アナ林の保全ブナ林の生育区域を広めたために取得した周辺森林（約46ha）において、（財）大阪みどりのトラスト協会が行う保全整備・管理事業について、助成を行う。
- 府内の天然記念物等の保護増殖和泉・城山アナ林をはじめ、園及び府の指定天然記念物である樹木等の保護・増殖を行うため、所有者が行う樹勢の回復や腐食防止、除虫等の措置について、指導・助成を行う。

③自然海岸の保全

- 長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区において、滑溜、ごみの回収を行うとともに、道正な利用を図る。

第2 森林環境の保全・整備

①森林地帯の保全

- 保安林の保全・管理

- 第5期保安林整備計画に基づき、主として、「公衆の保健」を目的とする保安林（保健保安林）の指定に努める。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳格に運用することにより、その適切な保全と管理に努める。

- 国定公園区域の保全
優れた自然の風景地の保護とともに、その利用の増進をもつて府民の保健休養等に資する国定公園区域では、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することにより、開発の抑制を図り、自然環境の保全に努める。

- 近郊緑地保全区域の保全
無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持増進や公害の防止を図る目的で指定された、近郊緑地保全区域内における自然環境を保全するため、指導指針に基づき、開発抑制を指導する。

- 「自然環境の保全」と回復に関する協定：制度等による緑地等の保全と回復に關する協定を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に關する協定」を義務づけ、一定の緑地等を確保させるなど、自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。

②巡視制度の活用

- 自然環境保全指導員制度の運用
府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行なうとともに、関係行政機関への通知や府への報告等を密にして、指揮を必要とする事項にも迅速に対応する。

- 森林保全員制度の運用
森林の保全、管理に精通し、山地バトロールを行う森林保全員を府内各地に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府管林の管理に資する。

- 自然公園指導員の活用
府及び府内国定公園関係自治体との連携の強化を図るなど、自然公園指導員の活動の充実を図る。

③森林の公益的機能の維持・増進

- 森林造成事業の推進
府内の森林を対象に育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈、改良）及び平成10年9月の台風7号被災森林での森林災害旧（被害木等の整理、跡地造林）について事業実施、助成を行う。

- 治山事業の推進
森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水脈かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工、山麓工及び森林整備などを実施する。

- 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進
市街地が山麓まで展開し、土砂災害危険箇所の連想する生駒山系西側斜面（牧方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高める。

- 森林景観保全整備事業の推進
適正な管理が行われず荒廃が進み、周辺環境や景観に著しい支障を及ぼしている国定公園内の森林について、周辺環境の改善と国定公園にふさわしい森林景観の回復を図るため、適正な森林施設を実施する。

- 保安林整備緊急対策事業の推進

- 現に荒廃しているか、あるいは放置しておくと荒廃のおそれがある保安林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施する。

■間伐の促進
森林が有する多面的機能の維持増進を図るための基本的な施業に対して、助成する。

第3 地域緑地の保全

- 河川水質の保全
(内容は、第2章第4節第2①に前提)
- 河川水量の確保
河川流量の確保（多様な水源の確保）に向け、関係部局との調整を図っていく。
- 「河川水辺の面勢調査」の充実
多自然型川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。
- ダム湖周辺整備の推進
狹山池ダムにおいて、「狹山池ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

第4 空き地の保全と活用

- 風致地区の指定・保全の推進
風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。
- 農村地の保全
農業生産活動等を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地域を豊かな緑・水、ゆとりある空間にするため農業の振興に努める。
- 棚田地の保全
美しい景観を有し、多様な生態系の保全、洪水調節など公益的機能を有する中山間地域の棚田を保全するため、平成10年度に設置した「畠田・ふるさと保全基金」の積立を進め、市町村と地権者が一体となった保全活動を推進する。
- 農空間整備事業の推進
農空間整備事業は地盤資源を保全するとともに、快適な生活環境づくりに寄与する農空間整備を推進するため、「大阪府農空間整備基本方針」に基づき、地域振興と都市農村交流を促進するための農道整備、土地利用秩序の形成や資源リサイクルの促進を図るための農地防災等を行なう。

第5 水辺環境の保全と活用

- ②「農」の教育的機能の増進
■府民牧場の活用
平成11年9月「公の施設」としてリニューアルオープンした大阪府民牧場を豊かな自然の中で家畜とふれあい、人と家畜とのかかわりについての学ぶ場、畜産に関する府民の理解を深める場とすることによって、府民の生活における潤いの場として活用する。
- ③水辺環境の保全と活用

第6 水辺環境の保全と活用

- ①河川環境の整備
■河川環境整備事業の推進
生産系の保全・再生を行い、生き物にやさしい、自然環境に配慮した多自然型川づくり等の水辺整備を実施する。
- わんどの保全
貴重な淡水魚である天然記念物のイタセンバラをはじめ様々な水生生物の保護増殖を図るために、水生生物の生態系及び生息環境調査を通じて、その生息・繁殖の場としてのわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対して、保全についての働きかけを行う。
- 砂防環境整備事業の推進
個々の誤流の特徴を活かした水と緑豊かな誤流づくりを免除川（交野市）等で推進する。
- 都市周辺の誤流域において、誤と水辺の空間を確保するため、水越川で報水護岸工及び散水装置の採用による誤流域の水質改善を図る。

第1 黄道整備等を行う。

- 河川水質の保全
河川流量の確保（多様な水源の確保）に向け、関係部局との調整を図っていく。
- 河川水量の確保
河川流量の確保（多様な水源の確保）に向け、関係部局との調整を図っていく。
- 「河川水辺の面勢調査」の充実
多自然型川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。
- ダム湖周辺整備の推進
狹山池ダムにおいて、「狭山池ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。
- ②農業用水利の整備
■いきいき水路モデル事業の推進
農業用水利を農業用水のほか、安全なまちづくり、及び水と緑豊かな水辺づくりへの活用をめざし、長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）等において、親水・景観施設等の整備を推進する。
- まちづくり水路整備事業の推進
農業用水利が持つ多面的機能（防火用水機能、景観生態系保全機能等）を増進し、快適で安全な生活環境をつくるため、番田水路、十丁隣水路をはじめとする6路線10水路（高槻市、茨木市、枚方市、枚方市、根津市）において、府及び神安土地改良区が事業主体となり、行政、農業者、地域住民が一体となって水辺環境の整備や、良好な維持管理を行う。
- ③ため池環境の整備
■オアシス整備事業の推進
ため池の快適環境づくりを進めるため、光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）ほか6地区において親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行う。
- 地域総合オアシス整備事業の推進
熊取地区（熊取町）ほか4地区において、ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、多面的な機能を保全するための水質の保全
- オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の推進
ため池の水質の浄化を行う。
- ため池環境づくりを進めることにより、住民参加の機運を盛り上げるため、地域の住民によるコミュニケーションの形成、及び活動の支援を行う。
- ④海辺環境の整備
■阪南港販賣南2区における人工干溝の整備
(内容は、第3章第1節第2①に前提)
- なぎさ保全創造事業の推進
泉南市西田において、3.4haの整地を実施することにより、水産資源の保護、回復を図ることも、副次的になぎさを府民の憩いの場として保全活用する。
- 漁場保全事業の推進
小規模漁場保全事業（海底堆積物の回収、除去）及び漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。
- 増殖場の造成（新規）
■自然石や人造礁等を沈設し、養殖場等を造成することで魚介類の産卵ならびに稚魚の保育場を整備する。
- 自然港型漁港推進事業の推進
深日漁港において、漁場の復元、拡大を図るため、増殖型・自然調和型護岸の整備を進めること。
- 空港周辺海域整備事業の推進
水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資

源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行う。

■環境と共生する港湾（エコポート）の整備
(内容は、第3章第1節第2①に前掲)

■栽培漁業センターの活用

大阪湾の中高級魚介類の培養を図るために、平成3年度に岬町に整備した栽培漁業センターを活用し、「クルマエビ」、「ヨシエビ」、「ガザミ」、「クロダイ」、「マコガレイ」、「オニオコゼ」、「ヒラメ」の計7魚種の生産、放流を行い、栽培漁業の推進を図る。

■「なぎさ海道」事業の推進

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かに触れ合う魅力のある海辺空間の形成を目指し、(財)大阪湾ペイエリア開発推進機構が設立した「なぎさ海道」推進会議に参画し、事業の推進を図る。

第3節 自然とふれあう場と機会づくり

第1 自然公園の整備・管理

①自然公園施設等の整備・管理

■自然公園整備・管理・運営事業の推進

金剛生駒紀泉国定公園及び明治の森箕面国定公園の利用拠点施設の補修工事や清掃等を適切に実施することともに、公園利用者に対する解説を行ななど、自然公園の適正な管理運営を行なう。

■府民の森利用促進・管理・運営事業の推進

府民の森利用促進公園内に設置した府民の森の利用促進を図るために、ちはや園地の工コミニュージアム等、地域の特性を活かした自然とふれあえる拠点施設の整備を行う。また、府民の森利用者が、自然とのふれあいの機会を持つことができるよう、各種イベントやPR活動を実施する。

②河川でのふれあいの場と機会づくり

③河川でのふれあい

■河川環境整備事業の推進
野外レクリエーションや自然観察等を目的とし、市民の森をはじめとする森林利用拠点及び「東海自然歩道」や「生駒縦走歩道」「ダイヤモンド・トレール」の既設自然歩道を整備する。

■河川環境整備事業の推進

三山系のうち、「北根地区」については、引き続き現状自然歩道整備事業で、周辺山系の里山に見られる風致や自然の緑を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、人と自然の共生を体験、学習し、親しみの公園として、山田池公園等の開設面積の拡大を行うとともに、施設の充実を行う。

④適正な利用の講導

■府民の森パークレンジジャーの活動
府民の森をパークレンジジャーとした自然観察会等のイベントを企画・運営するボランティアの方を指導することで、自然環境を保全し、自然公園利用の適正化に資する。

■森林クリーンアップの推進

山地における美化意識の啓発を目的とし、毎年11月を「山地美化キャンペーン月間」と定め、自然公園、自然歩道を有する市町村において関係団体、一般市民の取組のともに、国定公園内における美化意識の啓発を図る。また、府内24市町村（府、府内24市町村）するとともに、国定公園内におけるごみ投棄防止施設の設置に対する助成やごみの撤去を行い、ごみを捨てにくくする。

⑤国定公園の拡大

■金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備

平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、天然記念物である和泉・城山ブナ林とその周辺地帯の自然景観を保全、修復するための施設整備のほか、自然とのふれあいの場創出のための紀泉ふれあい自然塾、自然歩道や公衆トイレなど利用施設の整備等の事業を行なう。

⑥府立自然公園構想の推進

■府立自然公園構想の推進

北根山系の優れた自然景観の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ることを目的とした府立自然公園構想の具体化に向け、地元及び関係団体との協議調整を行う。

第2 森林とのふれあいの場と機会づくり

①利用拠点の整備・管理

■森林利用施設の維持管理

みどりの大阪21推進プラン等に沿って、自然や歴史・文化とふれあう利用拠点施設等の維持管理を行なう。

②長距離自然歩道の整備

■長距離自然歩道を整備

野外レクリエーションや自然観察等を目的とし、市民の森をはじめとする森林利用拠点及び「東海自然歩道」や「生駒縦走歩道」「ダイヤモンド・トレール」の既設自然歩道を整備する。

■河川愛護月間（7月）における啓発

「河川愛護月間（7月）」において、ボスター等による広報、河川クリーンキャンベー等の行事を実施する。

③府民参加の森づくり

■府民参加の森づくり事業の推進

府民参加の森づくり事業を導入し、府・市町村、森林所有者及び地元住民が共同して、下刈、除草、伐採、枝打ちを中心とした保育作業を行なう。

④森林と木にふれあう機会の提供

■森林と木にふれあう機会の提供

府民参加の森づくり事業を対象として、実施モデル地区に「学びの森」を整備し、そこを拠点とした林業体験学習（間伐・枝打ち）及び自然観察会を実施する。
■木工教室の開催
木との触れ合いを通して、木の温もりや柔らかさなどの特性を感じることにより、森が生み出す恵みや、林業への理解を深めてもらうため、木工教室を実施する。

第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり

①河川でのふれあい

■河川環境整備事業の推進

自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備等、岸辺の整備を進めるとともに、インベントの開催等を通じて府民に水辺の保全・資源保護の重要性を啓発・普及していく。

■ふるさとの川整備事業の推進

内川、松尾川、春木川、飛鳥川、鷹谷川、芦田川において、周辺の景観や地域整備と一緒になった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
■魚とふれあえる水辺の整備
漁業者及び河川利用者に利用マナーの向上、資源保護の意識啓発を行なうために、漁業権河川において、パンフレット等の配布、指導員の巡回指導及び漁場のクリーンアップ等を行なう。

■水質保全啓発活動の推進

快適な水辺環境の保全・創造のため、府民活動用啓発冊子「リバーケースト」により、環境教育の一環として行われる子供たちの水質保全活動について、支援を行う。

■河川公園の整備

石川河川公園等の開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園において、維持管理等の負担を行う。

■河川愛護月間（7月）における啓発

「河川愛護月間（7月）」において、ボスター等による広報、河川クリーンキャンベー等の行事を実施する。

「森と湖に親しむ旬間（毎年7月21日～31日）」において、狹山池ダム見学会を実施する。

- 森林保全員制度の運用
森林の保全、管轄に精通し、山地バトロールを行う森林保全員を府内各地に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。
- ふるさと砂防事業の促進
唐川（太子町）において、地域整備計画と連携した砂防事業を行う。
- 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進
(内容は、第3章第2節第5①に前掲)
- ダム湖周辺整備の推進
(内容は、第3章第2節第5①に前掲)
- 砂防環境整備事業の推進
(内容は、第3章第2節第5①に前掲)

第2 自主的な活動の促進

- ①自然環境教育及び学習の振興
 - 自然環境に関する教育及び学習の振興
府民を対象に自然観察会、ネイチャーゲーム等を実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する正しい理解の普及を図る。
 - 広報活動の充実
みどり施策をはじめとする情報の効果的な発信を行うため、府発行各種広報紙の活用やみどり関係冊子（パンフレット）の作成、配付等を行う。
- ②自主的な活動の促進
 - 大阪府植樹祭の開催
府民がよりをはじめとする府発行情報誌の活用やパンフレットの作成・配付等を行い、府政に対して、自然環境に関する情報の効果的な発信を行う。
 - 極端な寒波による活動を促進させたための「大阪府植樹祭」を開催する。
 - 自然環境に関する情報の収集・提供
府政によりをはじめとする府発行情報誌の活用やパンフレットの作成・配付等を行い、府民活動を指導する人材（ボランティア）や府民の森バーチャルジャーナル（ボランティア）はばかりのボランティア）は、自然環境保全活動を促進させたための「大阪府植樹祭」を開催する。
 - みどりの木材銀行運営事業の推進
みどりの木材銀行運営事業の推進（みどりの木材銀行運営事業）は、自然環境の保全や身近なみどりの充実を担うリーダー及びボランティア（みどりすと）の登録・派遣、みどりすとを対象とした講習会の開催、並びにみどりにに関する情報を収集・提供する情報センターの運営に対しても行う。
 - 緑の少年団育成事業の推進
緑と親しみ、育てる活動を通じて、少年が心豊かに成長することを目的とした緑の少年団の活動輪を広げ、次代の緑のボランティアの育成を図るために、(財)大阪みどりのトラスト協会が大阪府緑の少年団連盟の交流事業に助成する育成事業に対して、助成を行う。
 - 緑アドバイザーの養成
緑の総合的な知識を活用し、地域緑化の推進、樹木の診断や保護等のボランティア活動を行い、身近な緑化推進活動のリーダーとなる「緑アドバイザー」を養成する
 - みどり世紀の森づくり推進事業（新規）
府民参加による森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」を設定し、府内の森林づくりにに関する普及啓発の場として活用するため市町村に助成する。
 - 人がやすらぐみどりづくり事業（新規）
緑が持っている「愈し」の効果を発揮する緑化（福祉緑化）を普及するため、緑化センターを活用し、市町村・社会福祉施設職員等を対象に福祉緑化の計画、指導及び活用手法等の実習・研修を行う。
- ③ため池でのふれあい
 - いきものにふれあうオアシス整備事業
山間部や丘陵地にあるため池やその周辺の生物環境に配慮しつつ、人が生きるものとふれあう場や自然環境教育の場として、活用される施設を設置する。
 - ため池愛護月間、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン月間による啓発
ため池愛護の意識づくりを図るために、「ため池愛護月間」として、また、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを図るために、「オアシス・クリーンアップ・キャンペーン月間」として、広報啓発活動を行う。
- ④海辺でのふれあい
 - 海に親しむ府営公園の整備
海浜の立地を活かし、海滨レクリエーションの拠点となり、良好な海辺の景観を創り出すための公園として、せんなん里海公園等の整備を推進する。
 - ふれあい漁港漁村整備事業の推進
府民とともに漁業者との交流等を促進する拠点形成を目的としたふれあい漁港漁村整備事業を深日漁港及び小島漁港月間に実施しており、平成12年度では親水性護岸の整備を進めめる。
 - 海岸愛護美化運動を年2回、二色の浜、網長松海岸において実施し、海岸清掃を行う
ボランティア団体への物的支援を行う。また、ボスター等により、海岸愛護月間（7月）のPRに努める。
 - 海辺の教室等の開催（瀬戸内海環境保全署及活動事業）
瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚を図るため、生物観察と清掃による府民発事業を行う。
 - 海の日記念事業の実施
海の日記念事業として、海岸の清掃、稚魚の放流等を行う。

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

- 第1 推進体制の整備
①推進体制の整備
 - 大阪府みどりの基金の運用
大阪府みどりの基金の運用益を活用して、緑化樹の配付や民間施設の最化に対して補助するなど、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図る。また、(財)大阪みどりのトラスト協会の事業活動に対して、助成を行う。
 - (財)大阪みどりのトラスト協会が実施するトラスト運動推進事業、自然環境保全地域等保全事業等に対して、助成を行う。
 - 自然環境保全指導員制度の運用
府民参加による自然環境の保全、巡回制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視や指導を行う。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

①都市公園の整備

- 健康と生きがいを支える府営公園の整備
府営部屋緑地他 6 公園の維持管理を行うとともに、姫島池公園等の開設面積の拡大を図る。
- 市街地に広大な森林を持つ府営公園の整備
府営大泉緑地の開設面積の拡大と施設の充実を図ることも、施設の維持管理を行う。

②道路・街路等の緑化

- 大阪府道路環境計画（スプリングロード21）の推進
「人や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念に、環境に配慮し、人が主体となる道路環境を形成する。
- 街路樹等の整備
信号待ちの場所に木かけを提供し、車いすの通行に配慮した植樹枠の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

③公共施設の緑化

- 行政・府営住宅の緑化
市街地のみどりの中心となる施設の基本方針を定めた「施設緑化10カ条」に基づき府営住宅を対象に植樹するとともに、植木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。
- ポケットパークの整備
市有建築物において、「施設緑化」と「憩いと喬いの場の提供」を図り、憩いと安らぎのある都市空間の形成に努める。
- 府立学校の緑化
緑化樹配付事業を活用し、府立学校の緑化に努める。
- 下水処理場の緑化
下水処理場ほか 6 か所を憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

④地域緑化の推進

- 緑化樹配付事業の推進
緑化樹の養成と、公共施設の緑化及び住民が協同で行う地域緑化に対して緑化樹の無償配付を行う。
- 民間施設の接道部（公開空間）や屋上（人工地盤）等において行われる緑化事業に対して助成を行う。
- 工場等の緑化推進
工場立地法に基づく届出の受理、指導を通じ、緑豊かな工場の立地を推進する。
- 緑化の知識の普及、指導
緑化に関する総合的な指導及び相談を行う緑化センターにおいて、緑化情報提供、緑化を担う人材の育成・研修、緑化の技術普及を行う。
- 部屋緑地と大泉緑地において開設している花と緑の相談所において、専門の相談員による樹木や草木等の身の周りの緑化に関する相談のほか、展示や実習等を行う。

■大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）

施設緑化に対する意識の啓発を図ることを目的に（社）大阪府建築士会との共催により実施。募集により府民から推薦を受けた施設の中から、選考委員会で選考された優秀な施設を表彰する。

■大阪府植樹祭の開催

（内容は、第3章第4節第2②に前提）

- 緑地協定・市民緑地制度等の活用
都市緑地保全注に基づく市民緑地制度、緑地協定制度を活用し、市街地の緑地保全管理と緑化を推進するため、市町村に対して住宅地造成者、地域住民団体への緑地協定締結の促進及び市民緑地制度の活用を働きかける。
- 地域市区の保全
（内容は、第3章第2節第3②に前提）

- 自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進
既存樹木の保全や緩化回復により安全で継続可能な斜面整備を進めめる。

第2 水辺環境の整備

①河川環境の整備

- 河川環境整備事業の推進
河川環境整備事業として、環境護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみの整備芥川、石川、安威川、天野川等において、環境護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみの整備等を実施する。
- 治水緑地の整備
治水緑地中・上流部の 4 地区において、レクリエーション等の多目的利用も含めた治水緑地の整備を推進する。
- ふるさとの川整備事業の推進
（内容は、第3章第3節第3①に前提）

②河川再生事業の推進

- 道頓堀川において、地域のシンボルとして周辺の地域環境にふさわしい質の高い河川整備を推進する。
- 河川公園の整備
（内容は、第3章第3節第3①に前提）
- 地域交流拠点（水辺プラザ）の整備
天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備する。
- 河川浄化事業
（内容は、第2章第4節第2①に前提）
- スーパー堤防の整備
安治川の此花西部臨海地区や、堂島川の第 5 合同庁舎地区において、市街地再開発等と一緒にとなった、緩傾斜堤防（スーパーティンバー堤防）を整備し、親水性の向上を図る。

③海岸環境の整備

- 滞留海岸整備事業の推進
りんくうタウンにおいて公園、緑地の整備等を行う。
- 港湾環境整備事業の推進
阪南港岸和田旧港地区において、緑地の整備を進める。
- 環境共生する港湾（エコポート）の整備
（内容は、第3章第1節第2①に前提）
- 都市海岸高度化事業の推進
堺旧港地区と浜寺地区において、高潮対策や津波対策など海岸の整備を行ける安全性の向上を図ることも、高齢者などの利用にも配慮した親水性護岸の整備を行う。
- 海に親しむ芦苦公園の整備
（内容は、第3章第3節第3③に前提）

- 埋立地の活用
 - 堺第7・3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に市民に開放する。
 - 阪南港阪南2区における人工干潟の整備（内容は、第3章第1節第2①に前掲）

- ③ため池や水路等の整備
 - オアシス整備事業の推進（内容は、第3章第2節第5③に前掲）
 - いきいき水路の整備（内容は、第3章第2節第5②に前掲）
 - まちづくり水路整備事業の推進（内容は、第3章第2節第5②に前掲）

第3 紹とりある空間の確保

- ①歩道等の整備
 - 歩行者用道路の整備
 - 歩道の設置を行うとともに大規模自転車道を整備する。
 - サイクリング・ロードの整備
 - 北河内自転車道（大規模自転車道）の整備を進める。
 - 休憩場・案内標識の設置
 - 簡易ハーキング（能勢町道の駅）の整備を行うとともに、道路の案内標識を設置する。
 - 街路樹の整備（内容は、第4章第1節第1②に前掲）
 - 透水性歩道の整備（内容は、第2章第4節第3①に前掲）

②広場等公共空間の整備

- 駅前広場の整備
 - 鉄道と鉄道以外の交通間の連絡を円滑かつ効率的に処理する交通広場機能、人が集まる駅周辺の集いの場やコミュニティケーションの場を確保する票境広場機能、及び都市の防災面における避難場所等として活用できる防災機能を有する駅前広場を、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業や街路事業等により整備する。
 - 公開空地の確保
 - 建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度の活用により敷地内における公開空地を確保し、良好な市街地環境の形成を図る。

③歩道の通行性の確保

- 電線類の地中化の促進
 - 道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業の推進を図る。
 - 駅前に自転車の放置をしないといふ市民の意識の高揚を図るために、ボスター等を作成し、市町村、鉄道事業者等と協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。
 - 違法屋外広告物の撤去
 - 公衆に対する危害防止のため、違法屋外広告物の除却作業を行う。

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

①美しい公共施設づくり

- 府有施設の整備
 - 府有施設の整備にあたっては、「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高め都市の景観をリードする美しい施設づくりを進めめる。
- 府営住宅の整備
 - 府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について、周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努める。
 - 構・道路等の景観配慮
 - 橋や道路等の土木構造物の整備に際して、周辺の景観との強調・調和・融合に配慮する。
 - 街路灯・ガードレール、標識等の景観配慮
 - 駅、公共施設等周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識の整備を図る。

②個性的で魅力ある都市空間の形成

- 水と緑の健康都市の整備
 - 水と緑の健康都市において、余野川ダムの水際空間や周辺の豊かな自然を活かした魅力的なまちづくりについて検討を行う。

第2 適切な導導・規制

①適切な導導・規制

- 土地利用規制等既存法令による規制
 - 都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行う。
 - 地区計画・総合設計制度等の活用により、公共施設の配置と建物の形態等を一体的・総合的に誘導し、良好なまちなみのみの保全・整備を図る。
 - 地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るために、地区計画制度、再開発地区計画制度、総合設計制度などの活用を促進しており、総合設計許可取扱要領により、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど市街地環境の向上に資する良好な建築計画を誘導する。
 - 建築協定制度の活用
 - 建築協定制度の普及・啓発のため、協定地区内の土地所有者等で構成する大阪府建築協定地区連絡協議会による活動を支援するとともに、市街地の環境を保全するため、建築協定制度による運営を行う。

②景観条例の施行

- 平成11年10月に策定した大阪府景観形成基本方針に基づき、景観形成地域の指定を行い、届出制度の実施により美しい景観づくりを推進する。
- 密集住宅市街地整備促進事業
 - 老朽化した民間の木造賃貸住宅等が集中する6市12地区において、老朽住宅の除却、建て替えや公共施設の整備等を促進する。
 - 街なみ環境整備事業の推進
 - 市町村が実施する街なみ環境整備事業の円滑な進捗を図るため、施行者に対し、促進区域の指定、整備方針策定、事業の施行について助言、指導監督を実施する。

- ②景観を阻害する行為の抑制
- 景観を損なう屋外広告物の規制
 - 美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、条例に基づく屋外広告物の規制を行ふとともに、違法屋外広告物の除去作業を行う。
 - 散乱発棄物対策（ボイ捨て防止）の推進
 - 「大阪府施設物減量化・リサイクル推進会議」において、環境美化目標事業等を活用して、ボイ捨て防止の意識高揚を図る。
 - めいわく駐車や駆前放置自転車の解消に向けた府民運動の展開
 - めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るため、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン、街頭啓発を行う。

第3節 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり

①美しい景観への園心づくり

- 大阪都市景観建築賞
- 府民からの推薦を受けた建物・まちなみを対象に、審査委員会の審査により選ばれた優秀な建物・まちなみを大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰するとともに、記念講演会等を実施する。
- まちづくり功労者の表彰
- 新しい景観つくりも含めた魅力あるまちづくりの推進のため、顕著な功績のあった個人・団体を表彰する。また、まちづくり事例の見学会も併せて実施する。
- マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進
- 阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家が中心となり、まちの景観を調整するマスター・アーキテクト方式の導入により、魅力あるまちなみの形成を図る。

②活動の支援

- 団体等の交流の場の設置
- 府民、事業者、行政の協働による美しい景観づくりのため、大阪美しい景観づくり推進会議を運営する。
- 美化運動の支援
- 「中環をきれいにする日」や「外環クリーン月間」、また、道路美化モニタリ区間ににおいて、自治会や市町村と共にし、道路の清掃や、道の駅活動を行なう。

第3節 歴史的文化的環境の形成

①歴史的町並み等の保全

- 歴史的建造物群の保存
- 富田林市富田林伝統的建造物群保存地区」として、国の重要伝統的建造物群の選定を受けたことから、国の補助事業に対し、府は専門的指導・助言を行う。
- 史跡・今跡等の文化財の保存
- 史跡・名勝等の指定による文化財の保存価値の高い文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の国指定、府指定に努める。
- 史跡等、公有化整備事業への助成
- 史跡池上曾根遺跡の整備（歴史ロマン再生事業）をはじめ、地域の歴史的文化的環境の核として重要な史跡等について、市町村の行う土地公有化事業や環境整備事業に対し、指導・助成等を行う。

- 文化財等の調査
大規模開発に対して、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導する。
- 埋蔵文化財の保全及び調査
- 埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不用意に扱われないように指導する。また、破壊のおそれのあるものについては、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

③歴史的町並みを活かした施設づくり

- 歴史街道事業の推進
- 平成7年3月に策定した「なにわ歴史街道事業化推進指針」に基づき、道路ネットワークの整備や歴史的まちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を進めます。
- ウォーキング・トレイル事業の推進
- 自然や歴史・文化を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備事業を推進する。
- 案内標識の整備
- 歴史・文化的足跡を案内するための標識の設置を行う。
- 歴史の息づく水辺空間の整備
- 飛鳥川について、「ふるさとの川整備事業」を推進する。（以下、第4章第1節2①の「地域交流拠点（水辺プラザ）の整備」参照）

第2 開かれた歴史的文化的環境づくり

①博物館等の整備・運営

- 府立博物館等の運営
- 発掘調査で出土した遺物等を「弥生文化博物館」、「近つ飛鳥博物館」及び「泉北考古資料館」において、計画的に収集整理し、成果を公開することともに、特別展、企画展を開催する。
- 日本民家集落博物館への支援
- 日本各地の代表的な民家を移築復元し、関連民具と併せて展示する野外博物館である「日本民家集落博物館」の運営
- 併立近つ飛鳥風土記の丘の運営
- わが国の代表的な古墳時代後期の群集墳で、学術的にも貴重な国指定史跡「一須賀古墳群」を保存することともに、府民に豊かな自然の中で、文化財にふれ、学び、楽しむことができる史跡公園として運営する。
- 狹山池ダム資料館（仮称）の建設
- 狹山池の堤体断面そのもののや発掘された遺物、構造を保存、展示するため、「狹山池ダム資料館（仮称）」の建設を進めます。

②学習・情報提供の推進

- 歴史情報の提供
- 埋蔵文化財調査報告書を刊行する。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。
- 講座、イベント等の開催
- 府立博物館において、考古学セミナーや講演会を開催するとともに、土器づくりなどの体験学習を実施する。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

第1 憲誓による行動の推進

① 地球環境保全行動指針の推進

■ 地球環境保全行動指針の普及・啓発

■ 地球環境保全行動指針をもつて、行政がそれをの役割に応じて地球環境保全に資する行動を行いうよう、豊かな環境づくり大阪民会議において策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発をする。

■ 豊かな環境づくり大阪行動計画－地盤競争から大阪かがやけ21－の策定・推進

(内容は、第1章第1節第1⑥に前掲)

② 行動規範づくり

■ 環境教育・学習の推進

■ 府民が地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を実践できるよう、具体的行動を促進するための環境教育（学習）施策を実施する。（以下、第1章第3節第1①～③参照）

③ 据点施設づくり

■ 環境情報コーナーの活用

(内容は、第1章第4節第3①に前掲)

■ 豊かな環境づくり大阪府民会議

(内容は、第1章第3節第1③に前掲)

■ 地球環境保全行動計画への参画

■ 地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境保全フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査研究を行う。

■ 大阪府農業物流量化・リサイクル推進会議の運営
循環型社会の構築に向けた取組を進めるとともに、「大阪府農業物流量化・リサイクル推進会議」において、ごみ減量化・リサイクルについての調査研究や啓発事業を実施する。

第2 地球環境問題への取組

① 地球温暖化防止対策の推進

■ 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進
■ 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府内における温室効果ガスの排出抑制対策の推進を図るとともに、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行う。また、地球温暖化対策推進法に規定する都道府県地盤温暖化防止活動推進センターの指定に向け検討を行う。

■ 実行計画の推進

■ 「地球温暖化対策推進法」第8条の規定により策定した「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、府の事務及び事業に図る、「大阪府温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じる。

■ 温室効果ガス等モニタリング調査等の実施

■ 地球環境問題への取組として、温室効果や成層圏オゾン層破壊の原因物質である特定フロン及びハロゲン化水素に注目して測定方法を確立し、府内における環境濃度及び動態等についての把握に努めてきた。

■ 平成12年度も継続して、キヤニスター（容器採取）法により、特定フロン等のモニタリングを行い、環境濃度の季節変動等について調査する。

■ 水と緑の健康都市における環境負荷低減方策の検討
■ 都市全体の環境負荷を低減するため、風の流れなど、現地の気候や地形を活かしたものづくりについて検討する。

■ 交通需要マネジメント（TDM）施策の推進（一部新規）

(内容は、第2章第1節第1①に前掲)

② オゾン層保護対策の推進

■ 大阪府フロン対策協議会の運営
■ 府内におけるフロン回収を促進するため、関係業界、行政、学識経験者等からなる「大阪府フロン対策協議会」を通じて、フロン回収機・ポンベを府内の市町村等へ貸与するとともに、回収フロンの保管施設を運営する。また、フロン回収による回収力事業所登録制度を運営し、府民にフロン回収への協力を呼びかけるとともに、効果的なフロン排出抑制方策の検討を行う。

■ 代替フロンの環境モニタリングの推進
■ 府内で使用量の多い代替フロンのうち、分析方法の確立した物質について、都市域及び

パックグラウンド地域において、モニタリング調査を実施する。

■ 脱フロン技術の普及

■ 脱フロン技術に關する知識を有する者を技術アドバイザーとして登録し、府内の中小企業の技術向上を図る。

■ 府有建築物の環境整備（特定プロン対策）事業の推進
■ 残存の府有建築物は、從来、特定フロンが設置された空調用冷凍機等が設置されているため、施設の建替計画や機器の耐用年数等との整合を図りながら、解次特定フロンを使用しない機器に改善していく。

③ 酸性雨対策の推進

■ 酸性雨のメカニズムの研究
(内容は、第1章第5節②に前掲)

■ 酸性雨対策の実施

■ 酸性雨の原因物質となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、クリーンエネルギーへの転換等を促進する。

④ 森林、特に熱帯林の保全

■ 热帯木の使用抑制
■ 府有施設の建築工事において、熱帯林の保全を図るため、「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」に基づき、針葉樹複合板型枠等の使用や型枠を使用しない工法を取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

第3 発達途上国等に対する環境協力の推進

① 國際機関への支援

■ UNEP（国連環境計画）国際環境技術セントターへの支援
■ 開発途上国等の環境問題を解決するための国際機関である「UNEP（国連環境計画）国際環境技術セントナー（大阪）」を支援し、地球環境問題に取り組むため、同セントナーの支援組織として設立した「（財）地球環境セントナー（GEC）」に対して、引き続き職員の派遣を行う。

- (財)国際エムックスセンターへの支援
関係性海保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するため設立された「(財)国際エムックスセンター」を支援することにも、同センターが行う事業に参画する。
- ② 関係技術協力の推進
■ 海外友好提携都市との交流・協力
これまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るために、中国上海市と水質保全に關する環境保全技術に関する技術交流方策等を検討する。
■ JICA(国際協力事業団)との連携
JICAの「有害金属汚染対策コンソーシアムにおいて、「(財)地域環境センターとともにに開発途上国から研究員に対する技術研修を実施する。
- APEC環境技術交流促進事業
APEC域内での環境保全技術の情報交流の促進を目的として設置された「APEC環境技術交流促進事業運営会議」に参画することとともに、インターネットを活用し、府が著して開発途上国環境問題に關する環境保全技術に關する情報を海外に発信し、容易に換算できるよう、データベース化を進める。
- インターネットの活用
(内容は、第1章第4節第3①及び②に前掲)

第4 地球環境に関する調査研究の推進

- ① 調査研究体制の整備
■ 地球環境問題に関する研究体制の整備
地球環境問題への取組や都城市域における環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討及び環境啓発普及事業を実施する。
- ② 調査研究機関等との連携
■ (財)地球環境技術研究機構との連携
地球環境問題の解決を図る技術開発の一環として、地球温暖化防止のテーマを中心にして、引き続き職員の派遣を行う。

第2節 環境に優しい地域づくり

- ① 省資源、省エネルギーの取組の促進
■ 省エネルギー化の促進
大気汚染防止法等に基づく規制及び各種削減指標等に併せて、省エネルギー化を促進する。また、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行うことにより、家庭系・業務系に於ける省エネルギー化の促進を図る。さらに、産業技術総合研究所においては、省エネルギー化を図るために研究開発を実施するなどとともに、中小企業や業界団体に対して省エネルギー化に関する技術指導・普及等を行なう。また、(財)大阪中小企業振興センターにおいて、中小企業に対する技術指導・相談の受付、エネルギー使用合理化専門の派遣等による支援を行う。

- 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組
啓発リーフレットの作成や「省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、普及・啓発による普及・啓発をを通じて、市民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を図るため設置された「大阪府省資源運動推進会議」を通過して、啓発リーフレットの作成や各構成団体との情報交換を行う。
- 大阪府省資源運動推進会議の提出指針
民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図ることを通じて、啓発リーフレットの作成等を行う。
- 大阪府省資源運動推進会議の提出指針
■ 省エネルギー一計画書の提出指針
「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物に係るエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、一定規模以上の建築物に上の建築物に画面上の提出指針を行う。

② 環境共生型エネルギーの利用促進

- 環境・エネルギー部会の運営
府内のエネルギー関係課で構成するエネルギー問題研究会に設置した「環境・エネルギー問題研究会」において、環境にやさしいエネルギー調査検討を行う。
- 工コエネルギー都市・大阪計画の推進(一部新規)
■ 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定に併せて策定した「エコエネルギー都市・大阪計画」を推進するため、府が率先して公共施設等への導入を実現した事業の推進する。また、市町村・事業者の自主的取組を奨励する観点から、新エネ等の導入にあたっての課題や対応策、導入状況等について調査検討し、その結果を公表することでエコエネルギー都市・大阪計画の進行管理を行う。
- 地域冷暖房システムの導入促進
(内容は、第2章第3節第1①に前掲)
- 村野浄水場コーポレーション事業の推進
・熱を活用し、環境負荷の少ない水づくりを推進する。
- 村野浄水場太陽光発電設備の設置(新規)
村野浄水場において、沈殿池内の藻の発生を抑制するため、上部に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの有効利用を図る。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進
府管村野浄水場に導入した太陽光発電システムを運用するとともに、市町村をはじめとする関係機関や府への普及・導入を促進するため、啓発パンフレットの作成・配布等を行なう。
- 阪南スカイタウンの太陽光発電施設、風力発電施設の活用
阪南スカイタウンの展望棧地に設置した太陽光発電施設、風力発電施設を利用して、自然エネルギー利用による啓発用い。
- ごみ処理施設の余熱利用
未利用エネルギーの有効利用(ごみ焼却時の余熱利用)による、市町村への情報提供や技術的援助を行う。
- ごみ発電の促進
ごみ焼却における熱エネルギーの有効利用を図るため、ごみ発電の整備を促進する。
- 前川水熱エネルギーの活用
河川水の有する熱エネルギーを利用するため地域冷暖房の活用を促進する。
- 水道施設における未利用エネルギーの活用
受水圧力エネルギー(都家ポンプ場)及び水位差エネルギー(村野浄水場階層系淨水施設)を有効利用し、水力発電を行う。
- 下水熱エネルギーの活用
下水熱エネルギーを貴重な資源として有効に活用するため、ヒートポンプによって回収した熱エネルギーを利用して管埋設の冷暖房の検討を行う。

- ③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
- ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの改定（一部新規）
(内容は、第2章第2節第1②に前掲)
 - 大阪府産業廃棄物管理計画の推進
(内容は、第2章第2節第3①に前掲)
 - 化製場集約化の推進
化製場集約化を促進するため、組合が行う工場建設に対し、補助を行う。
 - 建設副産物の再生利用の推進
資源の有効利用を図るため、既存建築物の撤去工事等において発生するコンクリート塊等を、原則として再資源化施設で処分することとともに、府有建築物の敷地内道路や駐車場の路盤材、舗装材等については、原則として再生資材を利用する。
 - 剪定枝のリサイクル
地球温暖化やダイオキシンの発生を防止するため、公園樹木や街路樹の剪定枝を燃却処分とせず、チップ化・再利用を推進する。
 - 大阪府流域下水道資源リサイクルプラン（ミラクルプラン）の推進
流域下水道から発生する処理水・汚泥等の有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進する。各流域において、処理水の再利用のための送水幹線を可能なところから建設する。
 - 水道施設の有効利用の推進
(内容は、第2章第2節第2①に前掲)
 - 水道残渣の減量化
水道残渣の量を減らすために、高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される熱を村野浄水場において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備を、乾燥・減量化する。
 - 水道施設の有効利用調査
村野浄水場として埋立処分を要する水道残渣を、乾燥・減量化する。
 - 有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査
廃棄物の減量によって快適生活環境の創造の創造に寄与するとともに、農業の低コスト安定経営を推進するため、食品残渣、緑化樹剪定枝等の有機性廃棄物の排出状況について実態調査を行うとともに、家畜飼料としての利用及び堆肥化処理物の肥料や土壤改良効果について調査を行う。
 - 環境共生建築技術導入
「環境共生建築技術導入の手引き」及び「環境共生建築技術の導入指針」に基づき、地域環境と共生する府有建築物の整備を推進することとともに、国が定めた指標「グリーン宣言指針」を留意しながら、環境負荷の低減を図っていく。
- ④経済的手段による環境負荷の低減
- 中小企業公害防止、低公害車購入等資金融資制度の推進
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
 - 小規模企業者等設備賃貸与
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
 - 低公害車普及促進の優遇税制
(内容は、第1章第2節第4②に前掲)
 - ごみ処理費用の負担のあり方についての調査研究
(内容は、第1章第2節第4①に前掲)

第2 基盤の整備

- ①様と水の保全と創出
- 公園・绿地、道路等の公共施設の緑化の推進
(内容は、第4章第1節第1①～③に前掲)
 - 民間施設の緑化的促進
市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより良好な地域環境を創出するため、みどりの基金を活用し、府内の民間施設における緑化事業への支援や、緑化意識の普及啓発を通じ、民間施設の緑化を促進する。

付録

平成12年度 環境関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(単位:千円)

部局名	平成12年度	平成11年度	増減
総務部	300,000	300,000	0
企画調整部	571	571	0
生活文化部	48,245	48,926	△ 681
健康福祉部	258,656	56,985	201,671
商工労働部	2,859,620	2,921,639	△ 62,019
環境農林水産部	14,246,194	10,627,780	3,618,414
土木部	134,078,330	141,301,054	△ 7,222,724
建築都市部	25,196,894	32,875,724	△ 7,678,830
企業局	261,423	239,370	22,053
水道部	5,996,508	5,731,466	265,042
教育委員会	844,078	943,039	△ 98,961
公安委員会	4,549,613	4,555,352	△ 5,739
計	188,640,132	199,601,906	△ 10,961,774

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位:千円)

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
環境総合計画の推進及び新環境総合計画の策定調査（一部新規）	環境農林水産部	566	0	566
環境ISOの取組の推進	環境農林水産部	1,500	0	1,500
グリーン購入の推進（一部新規）	環境農林水産部	3,000	0	3,000
村野浄水場環境ISOの取組の推進	水道部	705	4,200	△ 3,495
環境総合計画と大阪地域公害防止計画等との整合の確保	環境農林水産部	50	50	0
公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導	総務部	300,000	300,000	0
公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導	環境農林水産部	13,958	28,451	△ 14,493
環境影響評価条例等の運用	環境農林水産部	1,755	2,702	△ 947
関西国際空港環境監視機構の運営	環境農林水産部	6,375	6,375	0
大阪湾周辺域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営	環境農林水産部	463	463	0
中小企業等公害防止資金の特別融資	環境農林水産部	389,260	416,483	△ 27,223
大阪産業グリーン調達環境整備事業（新規）	商工労働部	1,000	0	1,000
体験型学習施設等の活用等の校外における取組	教育委員会	115,548	156,462	△ 40,914
環境活動リーダーの支援	環境農林水産部	233	560	△ 327
啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供	環境農林水産部	7,671	7,440	231
実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供	環境農林水産部	476	382	94
各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進	環境農林水産部	1,202	2,870	△ 1,668
こどもエコクラブ活動の支援	環境農林水産部	500	2,000	△ 1,500
豊かな環境づくり大阪府民会議の運営等	環境農林水産部	574	574	0
大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実	環境農林水産部	19,621	19,621	0
奨励制度の充実	環境農林水産部	2,334	3,335	△ 1,001
環境情報提供施設の拡充	環境農林水産部	8,753	8,753	0
発生源、環境質、モニタリングの充実	環境農林水産部	114,539	106,163	8,376
データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化	環境農林水産部	94,468	100,622	△ 6,154
システムの機能強化、環境指標の開発等	環境農林水産部	325	0	325
情報提供等の充実	商工労働部	8,491	8,491	0
環境白書等の作成	環境農林水産部	2,881	2,881	0
試験研究体制の整備	環境農林水産部	625,946	131,624	494,322
研究開発の推進（一部新規）	生活文化部	14,000	34,030	△ 20,030
研究開発の推進	商工労働部	9,134	8,901	233
成果の普及	商工労働部	24,695	32,962	△ 8,267
環境の保全と創造に関する実証研究（一部新規）	生活文化部	11,500	2,980	8,520
環境の保全と創造に関する実証研究	環境農林水産部	10,484	9,634	850
環境と調和した産業技術・システムに関する研究（農業における環境負荷低減）（新規）	生活文化部	6,500	0	6,500
環境と調和した産業技術・システムに関する研究	環境農林水産部	10,976	12,096	△ 1,120
感性等に関する研究開発（地下都市空間エコ緑化システム）	生活文化部	5,500	7,000	△ 1,500
地球環境保全に関する研究開発（一部新規）	生活文化部	8,200	2,200	6,000
平成11年度終了事業			46,841	△ 46,841
豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 計		1,823,183	1,467,146	356,037

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位:千円)

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
公用車への低公害車の率先導入	環境農林水産部	74,544	70,427	4,117
低公害車導入に係る民間事業者への助成・普及啓発	環境農林水産部	22,669	15,779	6,890
低NOx車の普及促進	環境農林水産部	350	350	0
輸送効率の向上	環境農林水産部	0	85	△ 85
物流拠点の整備	土木部	1,759,500	2,554,500	△ 795,000
事業者に対する指導	環境農林水産部	438	179	259
公共交通機関の整備及び利便性の向上	土木部	3,927,008	2,922,611	1,004,397
自家用自動車の使用自粛	土木部	0	7,840	△ 7,840
交通需要マネジメント(TDM)施策の推進（一部新規）	環境農林水産部	2,700	0	2,700
歩道・自転車道の整備	土木部	237,800	201,900	35,900
交通の分散化や道路機能の分化の促進	土木部	27,450,049	29,430,533	△ 1,980,484
駐車対策の推進	土木部	69,528	38,276	31,252
駐車対策の推進	公安委員会	2,336,883	2,397,450	△ 60,567
交通管制システムの整備	公安委員会	2,146,078	2,087,764	58,314
道路交通対策の検討	環境農林水産部	300	300	0
土壤や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施	環境農林水産部	14,626	20,386	△ 5,760
駐車時におけるアイドリングの規制等	環境農林水産部	368	627	△ 259
ノーマイカーデーの実施	環境農林水産部	0	245	△ 245

項目	局名	12予算	11予算	増減
大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発	環境農林水産部	2,519	3,486	△ 967
エコ・エナジーOSAKAの開催	環境農林水産部	2,520	3,600	△ 1,080
大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営	環境農林水産部	1,896	3,876	△ 1,980
排出量の把握等	環境農林水産部	8,010	8,330	△ 320
生活の場における交通対策の推進	公安委員会	6,784	7,187	△ 403
幹線道路等における交通対策の推進	公安委員会	44,552	47,259	△ 2,707
路面の改良(低騒音舗装の敷設、路面の補修)	土木部	936,085	1,459,085	△ 523,000
騒音評価に係る地理情報システムの整備(新規)	環境農林水産部	22,769	0	22,769
ごみ減量化の推進(新規)	環境農林水産部	31,998	0	31,998
ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発・改定(一部新規)	環境農林水産部	4,681	5,622	△ 941
府民の自主的活動の支援	生活文化部	1,300	1,300	0
分別収集促進計画の推進	環境農林水産部	0	9,000	△ 9,000
再生資源を使用した商品等の利用の促進	環境農林水産部	6,670	8,340	△ 1,670
水道残渣の有効利用の推進	水道部	1,900	1,900	0
ごみ処理の広域化計画の推進	環境農林水産部	552	1,085	△ 533
マニフェスト(管理票)システムの徹底	環境農林水産部	35,950	35,897	53
特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用	環境農林水産部	1,699	1,366	333
市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助	環境農林水産部	47,328	27,930	19,398
産業廃棄物処理施設の整備の促進	環境農林水産部	1,400	1,985	△ 585
堺第7・3区埋立処分事業の推進	環境農林水産部	25,711	25,711	0
フェニックス事業(大阪湾圏域広域処理場整備事業)の促進	環境農林水産部	5,943	5,943	0
ウェイストデータバンクの充実	環境農林水産部	5,355	5,355	0
さんぽいフォーラムの開催	環境農林水産部	346	346	0
産業廃棄物の不適正処理防止の推進	環境農林水産部	7,024	1,950	5,074
工場・事業場の規制・指導	環境農林水産部	9,443	8,097	1,346
地域冷暖房システムの導入促進	環境農林水産部	2,245	2,245	0
光化学スモッグ緊急時措置	環境農林水産部	1,421	1,442	△ 21
浮遊粒子状物質総合対策の検討	環境農林水産部	4,860	5,580	△ 720
省エネルギー・リサイクルの促進	商工労働部	0	856	△ 856
悪臭物質の排出抑制	環境農林水産部	344	344	0
屋外燃焼行為の規制	環境農林水産部	858	869	△ 11
発生源テレメータシステムの整備	環境農林水産部	29,298	40,901	△ 11,603
大気汚染常時監視	環境農林水産部	204,672	206,558	△ 1,886
定期的環境モニタリング	環境農林水産部	23,024	23,024	0
流域下水道事業の推進	土木部	63,043,412	62,175,943	867,469
合併処理浄化槽の設置促進	健康福祉部	134,500	0	134,500
生活排水対策重点地域の指定	環境農林水産部	3,738	3,738	0
府民啓発の実施	環境農林水産部	0	368	△ 368
農業集落排水処理施設の設置促進	環境農林水産部	105,260	264,251	△ 158,991
ゴルフ場等農薬対策	環境農林水産部	1,650	1,650	0
肥料の適正使用の促進	環境農林水産部	8,099	6,099	2,000
農薬の適正使用の促進	環境農林水産部	15,721	15,741	△ 20
上水道水源の水質保全対策	環境農林水産部	642	2,893	△ 2,251
COD総量削減計画の策定(新規)	環境農林水産部	2,148	1,180	968
富栄養化防止対策の推進(新規)	環境農林水産部	6,004	6,050	△ 46
関連団体との協力	環境農林水産部	2,959	2,959	0
河川水の直接浄化(薄層流浄化施設等)の実施	土木部	504,000	480,000	24,000
多自然型川づくり(自浄作用の向上等)の実施	土木部	1,405,000	1,060,000	345,000
港湾等の浄化事業(港内清掃事業)	土木部	82,265	86,269	△ 4,004
河川のしゅんせつ	土木部	28,000	27,000	1,000
船舶等廃油、流出油対策	土木部	10,695	6,159	4,536
発生源テレメータによる監視	環境農林水産部	4,711	4,711	0
公共用水域の水質測定計画の推進	環境農林水産部	134,249	137,390	△ 3,141
地下水の適正利用及び採取規制等の指導	環境農林水産部	9,344	9,354	△ 10
地下水の代替用水の供給	水道部	5,646,647	5,534,516	112,131
地下水の適正利用の検討	環境農林水産部	2,287	2,358	△ 71
汚染機構の解明	環境農林水産部	3,635	4,199	△ 564
地下水質の監視	環境農林水産部	6,063	6,063	0
土壤汚染概況調査	環境農林水産部	850	850	0
騒音振動の規制・指導	環境農林水産部	2,456	2,138	318
大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定	環境農林水産部	8,109	8,464	△ 355
関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視	環境農林水産部	2,731	2,735	△ 4

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
大阪国際空港周辺対策の推進	環境農林水産部	1,376,440	1,624,776	△ 248,336
調査・研究の推進	環境農林水産部	0	1,619	△ 1,619
有害大気汚染物質調査	環境農林水産部	4,730	4,730	0
分析手法の開発	環境農林水産部	6,413	6,489	△ 76
化学物質の実態把握と適正管理の推進	環境農林水産部	0	236	△ 236
大阪府ダイオキシン対策会議等の運営	環境農林水産部	2,337	1,619	718
ダイオキシン類排出実態の把握	環境農林水産部	0	2,000	△ 2,000
ダイオキシン類常時監視（新規）	環境農林水産部	57,762	8,381	49,381
食品等に含まれるダイオキシン類調査	健康福祉部	632	632	0
ダイオキシン等有害化学物質の検査・分析（新規）	環境農林水産部	54,292	0	54,292
土壤中ダイオキシン類の植物への移行に関する調査	環境農林水産部	14,624	16,270	△ 1,646
公害病認定患者死亡見舞金の支給	環境農林水産部	19,250	19,250	0
健康被害予防事業の実施	環境農林水産部	458	5,205	△ 4,747
大気汚染による健康影響調査	健康福祉部	7,906	7,374	532
保健所における環境保健業務の実施	健康福祉部	2,134	2,147	△ 13
呼吸器疾患の予防に関する調査研究	健康福祉部	6,368	0	6,368
水処理及び水質確保に関する研究	健康福祉部	27,661	27,660	1
母乳中の有機塩素系化合物の測定調査	健康福祉部	1,733	1,733	0
食品、容器包装等のPCB汚染調査	健康福祉部	744	756	△ 12
食品等の残留農薬に関する調査研究	健康福祉部	12,978	16,610	△ 3,632
環境汚染による健康影響等の監視体制の整備	健康福祉部	0	73	△ 73
府・市町村公害苦情相談窓口	環境農林水産部	100	200	△ 100
府警察機関による公害関係事犯の検挙	公安委員会	15,316	15,692	△ 376
公害審査会の運営	環境農林水産部	435	458	△ 23
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	健康福祉部	64,000	0	64,000
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	商工労働部	0	47,019	△ 47,019
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	建築都市部	307,391	1,595,364	△ 1,287,973
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	水道部	11,256	16,000	△ 4,744
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	教育委員会	41,533	1,860	39,673
中小企業低公害車購入資金特別融資	環境農林水産部	56,490	66,823	△ 10,333
小規模企業者等設備資金融資	商工労働部	2,800,000	2,800,000	0
小規模企業者等設備貸与	商工労働部	10,000	10,000	0
平成11年度終了事業			459,039	△ 459,039
府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現	計	115,600,156	118,328,868	△ 2,728,712

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位:千円)

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
鳥獣保護区等の設定	環境農林水産部	432	432	0
傷病野生鳥獣の救護	環境農林水産部	6,271	4,121	2,150
鳥獣保護思想の普及啓発	環境農林水産部	6,158	6,128	30
オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護	環境農林水産部	2,700	2,700	0
府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）	環境農林水産部	3,482	6,304	△ 2,822
希少な野生動植物の保護	環境農林水産部	550	10,200	△ 9,650
環境と共生する港湾（エコポート）の整備	土木部	120,000	90,000	30,000
環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備	企業局	83,200	91,850	△ 8,650
自然環境保全地域の指定と保全	環境農林水産部	4,218	3,818	400
緑地環境保全地域の指定と保全	環境農林水産部	4,119	4,000	119
和泉・城山ブナ林の保全	環境農林水産部	6,693	5,946	747
府内の天然記念物等の保護増殖	教育委員会	1,500	450	1,050
長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備	環境農林水産部	2,102	2,108	△ 6
保安林の保全・管理	環境農林水産部	5,824	5,845	△ 21
国定公園区域の保全	環境農林水産部	0	1,900	△ 1,900
自然環境保全指導員制度の運用	環境農林水産部	12,094	12,274	△ 180
森林保全員制度の運用	環境農林水産部	11,286	11,191	95
森林造成事業の推進	環境農林水産部	179,537	174,476	5,061
治山事業の推進	環境農林水産部	1,576,193	1,077,653	498,540
生駒山系グリーンベルト整備事業の推進	土木部	671,000	700,000	△ 29,000
森林景観保全整備事業の推進	環境農林水産部	33,337	30,633	2,704
保安林整備緊急対策事業の推進	環境農林水産部	46,419	39,674	6,745
間伐の促進	環境農林水産部	5,750	0	5,750
棚田地域の保全	環境農林水産部	38,850	38,900	△ 50
農空間整備事業の推進	環境農林水産部	3,416,417	10,200	3,406,217
府民牧場の活用	環境農林水産部	740,562	1,058,617	△ 318,055

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
水と緑豊かな渓流砂防事業の推進	土木部	65,000	117,878	△ 52,878
砂防環境整備事業の推進	土木部	36,000	36,000	0
「河川水辺の国勢調査」の充実	土木部	13,960	4,739	9,221
ダム湖周辺整備の推進	土木部	46,850	14,000	32,850
いきいき水路モデル事業の推進	環境農林水産部	432,600	387,950	44,650
まちづくり水路整備事業の推進	環境農林水産部	171,975	303,325	△ 131,350
オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	467,652	321,196	146,456
地域総合オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	558,600	523,574	35,026
阪南港阪南2区における人工干潟の整備	土木部	8,288	3,600	4,688
なぎさ保全創造事業の推進	環境農林水産部	117,000	117,000	0
漁場保全対策事業の推進	環境農林水産部	52,100	52,100	0
増殖場の造成（新規）	環境農林水産部	76,822	0	76,822
自然調和型漁港推進事業の推進	環境農林水産部	227,000	110,200	116,800
空港周辺海域整備事業の推進	環境農林水産部	7,980	7,980	0
環境と共生する港湾（エコポート）の整備	土木部	0	0	0
栽培漁業センターの活用	環境農林水産部	0	0	0
「なぎさ海道」事業の推進	企画調整部	71	71	0
自然公園整備・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	106,912	128,851	△ 21,939
府民の森利用促進・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	420,414	349,809	70,605
森林クリーンアップの推進	環境農林水産部	3,621	3,621	0
金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備	環境農林水産部	461,215	514,472	△ 53,257
府立自然公園構想の推進	環境農林水産部	567	567	0
森林利用施設の維持管理	環境農林水産部	15,460	15,350	110
長距離自然歩道の整備	環境農林水産部	78,462	51,722	26,740
府民参加の森づくり事業の推進	環境農林水産部	11,101	11,103	△ 2
森林林業教育実施事業の推進	環境農林水産部	664	664	0
ふるさとの川整備事業の推進	土木部	2,898,000	3,722,000	△ 824,000
魚とふれあえる水辺の整備	環境農林水産部	750	700	50
水質保全啓発活動の推進	環境農林水産部	1,050	1,500	△ 450
河川愛護月間・森と湖に親しむ旬間等による啓発	土木部	1,587	1,587	0
ふるさと砂防事業の促進	土木部	80,000	72,000	8,000
ふれあい漁港漁村整備事業の推進	環境農林水産部	444,200	220,200	224,000
海岸愛護月間による啓発	土木部	611	647	△ 36
(財) 大阪みどりのトラスト協会事業の展開	環境農林水産部	75,257	76,178	△ 921
大阪府植樹祭の開催	環境農林水産部	1,575	1,605	△ 30
みどりの人材銀行運営事業の推進	環境農林水産部	1,046	1,046	0
緑の少年団育成事業の推進	環境農林水産部	630	630	0
緑アドバイザーの養成	環境農林水産部	1,400	1,400	0
みどり世紀の森づくり推進事業（新規）	環境農林水産部	4,000	0	4,000
人がやすらぐみどりづくり推進事業（新規）	環境農林水産部	300	0	300
平成11年度終了事業			779,187	△ 779,187
自然と共生する豊かな環境の創造 計		13,869,414	11,343,872	2,525,542

文化と伝統の香り高い環境の創造

（単位：千円）

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
健康と生きがいを支える府営公園の整備	土木部	11,012,490	11,001,617	10,873
庁舎・府営住宅の緑化	建築都市部	532,912	412,743	120,169
ポケットパークの整備	土木部	5,000	2,000	3,000
緑化樹配付事業の推進	環境農林水産部	104,097	127,080	△ 22,983
民間施設緑化推進事業の推進	環境農林水産部	28,788	28,788	0
緑化の知識の普及、指導	環境農林水産部	69,458	72,375	△ 2,917
自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進	土木部	156,000	232,500	△ 76,500
河川環境整備事業の推進	土木部	308,000	313,000	△ 5,000
治水緑地の整備	土木部	3,551,405	6,248,000	△ 2,696,595
河川再生事業の推進	土木部	108,000	108,000	0
スーパー堤防の整備	土木部	600,000	468,000	132,000
南大阪湾岸整備事業の推進	企業局	175,223	142,720	32,503
港湾環境整備事業の推進	土木部	100,000	120,000	△ 20,000
都市海岸高度化事業の推進	土木部	563,000	710,000	△ 147,000
埋立地の活用	環境農林水産部	16,803	15,275	1,528
歩行者用道路の整備	土木部	5,579,500	5,211,600	367,900

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
サイクリング・ロードの整備	土木部	100,000	100,000	0
休憩場・案内標識の設置	土木部	200,000	120,000	80,000
電線類の地中化の促進	土木部	862,000	1,124,600	△ 262,600
府営住宅の整備	建築都市部	17,441,652	24,581,460	△ 7,139,808
橋・道路等の景観配慮	土木部	87,500	65,000	22,500
街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮	土木部	95,400	72,000	23,400
建築協定制度の活用	建築都市部	420	896	△ 476
景観条例の施行	建築都市部	2,870	3,120	△ 250
密集住宅市街地整備促進事業	建築都市部	427,461	221,264	206,197
景観を損なう屋外広告物の規制	建築都市部	13,720	11,380	2,340
めいわく駐車や駅前放置自転車の解消に向けた府民運動の展開	土木部	8,873	12,563	△ 3,690
大阪都市景観建築賞	建築都市部	945	945	0
まちづくり功労者の表彰	建築都市部	630	630	0
マターフォト方式による魅力あるまちなみ形成の推進	企業局	3,000	4,800	△ 1,800
団体等の交流の場の設置	建築都市部	390	420	△ 30
美化運動の支援	土木部	6,090	6,090	0
史跡等、公有化整備事業への助成	教育委員会	215,530	266,663	△ 51,133
文化財等の調査	教育委員会	0	2,600	△ 2,600
歴史街道事業の推進	企画調整部	500	500	0
府立博物館等の運営	教育委員会	436,869	435,978	891
日本民家集落博物館への支援	教育委員会	16,200	16,200	0
府立近つ飛鳥風土記の丘の運営	教育委員会	13,733	13,716	17
狭山池ダム資料館（仮称）の建設	土木部	630,000	1,812,000	△ 1,182,000
歴史情報の提供	教育委員会	3,165	1,309	1,856
平成11年度終了事業			24,016	△ 24,016
文化と伝統の香り高い環境の創造 計		43,477,624	54,111,848	△ 10,634,224

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位:千円)

項目名	部局名	12予算	11予算	増減
豊かな環境づくり大阪行動計画「ローカルアジェンダ21」の策定・推進	環境農林水産部	238	298	△ 60
地球環境関西フォーラムへの参画	環境農林水産部	300	300	0
「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進	環境農林水産部	1,195	8,000	△ 6,805
実行計画の推進	環境農林水産部			
大阪府フロン対策協議会の運営	環境農林水産部	728	2,978	△ 2,250
脱フロン技術の普及	商工労働部	6,300	13,410	△ 7,110
府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進	建築都市部	80,000	80,000	0
酸性雨のメカニズムの研究	環境農林水産部	130	130	0
UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援	環境農林水産部	39,904	38,527	1,377
海外友好提携都市との交流・協力	環境農林水産部	145	1,091	△ 946
APPEC環境技術交流促進事業	環境農林水産部	10,630	11,102	△ 472
(財) 地球環境産業技術研究機構との連携	環境農林水産部	23,667	23,402	265
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組	生活文化部	1,245	1,416	△ 171
エコエネルギー都市・大阪計画の推進（一部新規）	環境農林水産部	36,043	12,188	23,855
村野浄水場ヨージェネレーション事業の推進	水道部	0	174,850	△ 174,850
村野浄水場太陽光発電設備の設置（新規）	水道部	336,000	0	336,000
太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進	環境農林水産部	558	757	△ 199
化製場集約化の推進	環境農林水産部	226,635	282,934	△ 56,299
剪定枝のリサイクル	土木部	29,320	26,467	2,853
有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査	環境農林水産部	7,100	5,920	1,180
阪南港阪南2区整備事業の推進	土木部	6,681,114	7,698,900	△ 1,017,786
土地の有効高度利用	建築都市部	6,388,503	5,967,502	421,001
平成11年度終了事業			0	0
地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造 計		13,869,755	14,350,172	△ 480,417
合	計	188,640,132	199,601,906	△ 10,961,774